
平成28年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成28年9月6日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成28年9月6日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第74号)
日程第3 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第74号)
日程第3 議案の委員会付託
-

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏝水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君 記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	吉岡 慎一君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	石井 好貴君
総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………				安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………				田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。3番、熊懐和明議員の発言を許可します。3番、熊懐和明議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 皆さん、おはようございます。3番、熊懐です。議長の許しが出たので質問をさせていただきます。

1番目に、木質バイオマスエネルギーの調査について、木質バイオマス資源持続的活用調査委託料300万円、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金500万円、合わせて800万円の委託料になると思いますが、委託先は決まっていると思うのでお聞きします。

（1）委託料800万円の調査内容をお伺いします。

また、利用法については、アリーナの温水プール施設やハウスなどにも利用を考えているとも聞いていますので、（2）木質バイオマスエネルギーを利用し、アリーナのプール、農業用ハウ

スに活用したいと聞いていますが、その具体的な計画をお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま木質バイオマスエネルギーの調査について、2つの御質問をいただきました。1点目の委託調査の内容と、2点目の木質バイオマスエネルギーの活用に係る内容についての御質問であります。関連がございますので、あわせて回答させていただきたいと思っております。

御指摘のとおり、今年度、木質バイオマス資源持続的活用調査委託料として800万円を計上しているところでございます。この事業は、木質バイオマス資源による再生可能エネルギーを導入するため、地域の森林等の賦存する木質バイオマス資源の持続的活用可能な量を把握し、設備の導入等の実現を図るための調査を行い、森林等の生態系の保全や低炭素地域づくりを推進することを目的として実施するものでございます。

なお、今回の事業につきましては、環境省から委託を受けた公益財団法人イオン環境財団が実施する補助事業の採択を受け実施するものでございます。

調査の具体的な内容につきましては、本市における森林等に賦存する木質バイオマス資源量の調査実施と市内の施設におけるバイオマスエネルギーの持続的な活用を目指した設備導入の可能性を検証するものでございます。

対象施設としては、うきはアリーナにおける温水プールの熱源の代替としての木質バイオマスの導入の可能性調査、また市有施設における灯油、重油等の化石燃料利用施設、例えば西別館であつたりふれあい荘、文化会館等、いろいろあろうかと思いますが、木質バイオマス燃料の導入の可能性調査、そして農業施設としてのレインボーファームの加温設備への導入可能性調査等を実施する予定でございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 余り調査委託料が高かったの聞いてみたのですが、今は森林を多く持つ市町村では、早くから木質バイオマスエネルギーについてはやっていると思います。遅いくらいだと思います。なぜ、急に始めていこうと思ったのかお尋ねします。これが一つ。

次に、アリーナのプールのお湯、それからレインボーファームのハウスぐらいの規模でしたら、余り金額もかけずにできると思います。というのは、小国町や八女のグリーンピア、それにべんがら村にも行ってきました。べんがら村と田丸丸中央病院は同じボイラーを使っているとのことでした。機械、チップの量、単価は調べればすぐにわかります。

以上のことは農林振興課、森林組合で調べればすぐにわかると思います。森林組合の総会の挨拶の中で、市長は環境省と一緒にやっていると書いていましたので、そのことも踏まえ、これから先の進め方についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 前市長時代からうきは市におきましては、木質バイオマスエネルギーの導入については、種々調査とか、いろんな取り組みをやってきているということは承知しておりますし、昨今では電力会社、九州では九州電力の売電としての木質バイオマスエネルギーの取り組みというのは十二分に承知しているところであります。

そういう中で、昨日、岩佐議員のほうにも御説明させていただきましたが、ことしの5月24日に森林・林業基本計画というのが閣議決定されました。その中で、2025年を目途に、木材の自給率を50%にするという大きな目標値が定められまして、そこに向けまして、新たな木材需要の創出というのが大きな課題になってます。その中の一つとして、木質バイオマスエネルギーの活用というのが、改めて国のほうで閣議決定されました。

そういう動きにあわせて、以前、怡土市長時代にも取り組まれていたわけでありましてけれども、もっと気持ちを新たに、もっともっと売電ではない木質バイオマスの活用というのがあるんじゃないかということで、実は環境省の10分の10の補助金を得て、今回、調査をするものであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） バイオマスについては、個人のハウスのことも考えてもらいたいと思いますが、さっき言われていましたように、エネルギー量として、電気だけでは35%ぐらい、それにお湯、いろいろ加えないと100%に近づかないエネルギー量ということ、調査に行ったとき、教わってきました。

ちなみに、結局、やろうと思うなら、市民の感覚としては、目標、どういうものやっていて、どのくらいかかるかというのは、先に計画していかないと、予算も調査もできないと思いますので、ちなみに、25メートルのプールと大衆浴場、男女1人ずつ、1つずつ、計2つの風呂と家族風呂4つを使う量で、どのくらいのボイラー設備が、量がかかると思いますか。予想で結構ですのでお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今から調査に入るわけでございますので、今、議員御指摘の具体的な数値については、まだ把握をしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 私が行ったところでいろいろ聞いてきたんですけど、どことは言いませんけど、大体そのくらいのボイラー設備、ほとんどお湯あたり、プールとか風呂に使いながらやっていって、設備から何もかも、6,000万、7,000万ぐらいでできるということ聞いてびっくりしました。私、1億、2億とかかかると思っていたので、びっくりして今聞いて

てみたんですけど、それに補助金が出て3分の1となるならば、2,000万、3,000万でできるそうです。現に七、八年前にやっているということを知りました。

だから、電気もなんかやっていたんですけど、電気は第三セクターでやっていましたけど、100万ぐらい月に赤字が出るということで、強く要望してやめていただいたということを知りました。

ということで、今どこに行っても、データなんかすぐに教えてもらえます。10年、十何年前からこれは進んでいますので、いろんなデータもそろっていると思います。だから、早く計画立ててやってもらいたいと思って、一人の応援者として質問させていただいています。

でも、木協のチップは泰泉閣や中央病院が今使っているように聞いていますので、なかなかチップの端材利用をしないと、森林組合と組んでいかないと、なかなか手に入らないのじゃないかなと思いますので、そのところ、どう思っているかお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 確かに供給量の問題も出てくるわけではありますが、今、日田市に2つの売電施設、大きな売電施設があって、供給体制もいろいろ大きな課題になっておることも承知しております。

それから、近隣でいきますと田主丸中央病院等にも活用されているということでもありますけれども、私どもとしては、そういう売電という大きなエリアじゃなくて、もっと小さな世界でできるものがないかということで、今回、可能性調査に取り組むわけではありますが、その基軸としては、藻谷浩介氏が提唱してまます里山資本主義、そういう発想で、もっともっとうきはにある地域資源をうまく域内で循環させるような仕組み、そういう可能性を見出していきたい。そういう思いで、しっかり調査をさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今、小さいことから言ってみましたけど、岩佐議員のときにもあっていましたが、小国町では軽トラで地主さんか、山仕事をしてる人たちが2メートルの原木、小さい間伐材を切ってきて、軽トラ1台2,000円とか、その土場に置いていけば、ある程度信用しながら、何立米ちゅうたら幾らというような計算をしてやっていますということを知っていました。

そういうものを利用しながら個人のハウス、本当に小さいハウスなんかにもリフトで持ち上げられるくらいのボイラーちゅうか、窯をつくりながら、小国町では進めているということも聞いていますので、そういうことも考え、調査してもらいたいと思います。

2番目に、公共施設の有効活用について、現在、大春トリムセンターの武道場では、空手、剣道などいろんな、子供たちが一生懸命に練習に励んでいます。自分たちで修理をし、市に負担を

かけなければ、ずっとこの場所で練習をしていけるとの思いだと思います。自分たちでいろいろ修理をしながらやっています。

でも、この武道場は老朽化しており、利用者が危険であるから、期限を決めて解体するのか、また、建築様式として価値があるのか、調査を検討することに行革答申でなっていますが、
(1) 大春トリムセンターにある武道場の今後の活用について伺います。

次に、2年ほど前になりますが、施設建設のことで、山春地域の土地を探していたことがあります。そのときに市民の方より、あなたは市の議員であるなら、山北保育所の跡の活用を考えてもらいたいと強い要望を受けたことがあります。

その後、ある人たちがグループホームをやりたいという話を聞き、それならば保育所の跡の利用ができるのではと思い、貸せるのか売れるのか、相談したことがあります。でも、昨年10月ごろに、市として何かに利用したいと考えているので、一応お断りしますとの返事をもらいました。

あれから1年近くなりますので、まだまだそのままになっていますので、(2) 山北保育所の建物はそのままになっているが、今後、利用予定があるのか伺います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま公共施設の有効活用について、2つの御質問をいただきました。

1点目が大春トリムセンターにある武道場の今後の活用法についての御質問であります。大春トリムセンター武道場につきましては、築60年以上経過しております。耐震基準を満たしておらず、老朽化に起因する事故等の危険性も考えられる状況となっております。

平成26年にうきは市行政改革推進委員会より、公共施設の有効活用について答申がなされましたが、その中でも老朽化しており、利用者が危険であるから、期限を決めて解体することと提言をいただいております。

答申を尊重し、解体の方向で進めたいと考えておりますが、今年度策定される公共施設等総合管理計画を踏まえて、最終的に判断したいと考えております。

時期等につきましては、現在、武道場を利用されている空手、剣道の3団体の御意見をお聞きしながら調整を行いたいと思っております。

また、うきは市行政改革推進委員会の答申におきましては、建築様式としての価値があるか調査を検討することの附帯意見がありますが、これにつきましては、現在、福岡県のほうに調査依頼を行っているところでございます。

2点目が、旧山北保育所の利用予定についての御質問であります。旧山北保育所につきましては、重点「道の駅」の整備計画の中で、託児を備えた農産加工施設として利用を計画しておりました。

しかしながら、国道側からの施設への進入路が狭いこと、また託児の需要があるかどうか不透明であること等の理由で、現実にはまだ至っておりません。

再考の結果、市としましては方針を変更させていただき、当該施設・用地につきましては、民間への売却を基本に検討しているところでございます。これまで数社の問い合わせ等はありませんが、契約には至っておりません。

福岡県では、平成27年度にオフィス整備促進補助金を創設して、コールセンター業やソフトウェア業、デザイン業等の企業誘致活動にも力を入れております。その候補地として、旧山北保育所を登録するなど、売却に向けた取り組みを進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 武道場について、これは要望として聞いてもらいたいんですが、今ある武道場のよい使い方について考えました。いろんな人たちが参加できる武道場として、ほかの地域からも集まり、子供さんやお年寄りまで幅広く利用できる施設に建てかえていただければ、緑も多く、空気もうまいし、グラウンドのほうでは野球、ソフトボール、サッカー、またお年寄りがやっているグラウンドゴルフやパークゴルフなど、いろんなスポーツができる拠点になると思います。

そばには自治会もあります。そうすればほかの市町村からも、たくさんの人たちが集まってこられると思います。絶対にあってはいけません、災害のときなどの避難所としての役割も果たす、大きな防災拠点にもなると思います。

あるときに大石の人たちに、水害のときは、あなたたちはどうしますかと聞いたことがあります。すると大春トリムセンターのある高い所へ避難したいという思いを聞いたことがあります。皆さん、考えていることは一緒だなと思いました。27年ぐらいですか、大洪水があつて、大石のほうは流れたりしたでしょう。

以上のことを踏まえ、大春トリムセンターにある武道場の建てかえを強く要望します。このことについての考えをお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） いずれにしても、先ほどから答弁させていただいてますように、今年度策定される公共施設等総合管理計画を踏まえて、最終的に判断をしたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 決まりつつあるかもしれませんが、頭の中に強くこびりつくように、再度質問させていただきます。

1つに、皆さんがスポーツを通じ、心も体も健康になれること。2つ目に、最近では考えられ

ない大雨に見舞われ、北海道では台風10号に遭い、死者も出る大きな災害、水害に見舞われ、大変な目に遭っています。他人事ではありません。

低い所に住まわれている人たちのためにも、高い所に避難所としての役目のできる建物として考え、建て直していただければ、子供たちも安心して空手、剣道、柔道などの練習に頑張れると思います。

以上のことについて、再度願いを込めてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 防災・減災の拠点づくりについては、大きな課題でありますので、これはしっかり市として総合的に考えていきたいと思っております。

大春トリムセンターについては、公共施設等総合管理計画で、その判断を待って対応したいというふうに申し上げているわけではありますが、昨日も答弁させていただいてますように、合併して11年を迎えて、旧浮羽町時代の施設、そして旧吉井町時代の施設が幾つもあります。それをどう一本化するか、あるいは複合化して多機能化するか。あるいはもっとも隣隣の朝倉市、久留米市と連携して広域利用するか。あるいはもっと民間活力というか、ソフト化と私は申し上げてるんですけども、例えば市営住宅を直接、みずから行政がつくるのではなくて、民間の施設を借りて、民間活用でどうやるか。そういう視点で公共施設等管理総合計画を今練っておりますので、そういう線で練られた結果をもとに判断をしていきたいと、このように考えてます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろ考えがあつて、幅広く言っておられますが、なかなか低い所に住んでいらっしゃる人は、今、雨が降れば大変、200ミリ、300ミリとすぐに降ります。大石の人たちは、いつ堤防が切れてもおかしくないように心配していると思います。そういうことを思えば、いろいろ幅広く、住宅とかは関係なく考えていかなければいけないと思います。

このことについて市長だけでなく、関係部署の意見も聞いていいものかなと思ってお聞きしますが、どういうふうに進めているのか。悪いなら結構です。生涯学習とか何か考えてるでしょう。だめなら結構です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 私の後の答弁で課長が答弁するのも厳しいものがあるんじゃないかなと思いますが、今の手続という意味で企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 現在の公共施設総合整備計画の進捗も含めまして御報告したいと思います。

現在、約2年をかけまして、担当の職員のほうが、市のOBになりますけれども、まず市の全

施設を洗い直しまして、固定資産評価といたしますか、そういった全ての施設の見直しを行っております。そして、もちろん、今後、その施設が将来的にどういった形で、方向に持っていけばいいかということを経済的に見直しを行っておるところでございます。

お尋ねのトリムセンターの建物につきましては、当然、その中に含まれますので、計画のほうで示していきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 私がお尋ねしたいのは、今考えて進めていると思いますけど、もし壊すことになれば、どうなるのか。保存的価値があって建て直すのなら、改造してやってもらえるから大丈夫だと思います。でも、もし取り壊すというふうになったら、どういうふうを考えているのかぐらいは考えているでしょう。そのところお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、平成26年にうきは市行政改革推進委員会より答申が出されまして、大春トリムセンターについては解体すべきだという答申をいただいておりますので、それを尊重する方向で今考えているんですが、しかし、総合的な公共施設等総合管理計画を踏まえて、最終的に判断したいということ、先ほどから申し上げるところでございます。

議員は、防災・減災の拠点ということでもあります。もちろん防災・減災の拠点づくりというのは非常に重要でありますので、トリムセンターだけが拠点ではありませんから、広いうきは市の中でどう考えるかは私の大きな責務ですので、しっかりやっていきたいと、このように考えてます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） では防災の件は、市長が考えてやっていくということですけど、なかなか先に決めるということをおっしゃってますけど、今お子さんたちが一生懸命に寒い中、暑い中、武道場で練習してるでしょ。それはいつどうなるか、壊すのかどうするのか。壊すときには、山春小学校は使えないでしょ。空手、剣道はすり足をやるから床が傷む。畳を持っていけば、収納場所がない。行く場所がない。

だから、そういう心配を持って練習しているから、数カ月後に結論は出るんでしょうけど、そのことを説明し、もし壊すときには、どこに移転しますよ。そういうことをちゃんと説明していかないと、空手をやっている人、剣道をやってる人、教えている人、不安でなかなか先が見えないと思います。そういうことも踏まえお聞きしているつもりです。そのところをお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 空手、剣道の3団体いらっしゃると思うんですが、3団体の皆さんに十二分に意見を聞きながら、手続を進めてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今のは考えを聞いてからと言いますけど、考えを聞いて早急に、どういうふうにしていったらいいかちゅう話し合いをやっていただきたいと思います。

保育園については、何か売るのではなく、さっきも言っていましたように、道の駅の関連にある事業所を呼びたいちゅうことで頑張っていていっていましたので、なるべくそのほうに進めていただきたいと思いますが、なかなかないんだらうと思います。でも、売るとすれば公募をかけて売却するんでしょ。そのことをお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、公募をかけて売却というのが一般論だと思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 3番目、障害者支援について、現在は障害者の支援窓口をつくりたく進めています。そんな中、障害者支援に対する賛同者を募ったところ、2カ月余りで3,500人の多くの人に賛同いただきましたので、小河、中村両県議に相談をさせていただきました。すると県の課長さんを紹介していただき、庁舎にも2回ほど出向き、話も相談もさせていただきました。相談窓口だけでは長く続かないのではとの指摘をいただき、あとはやる気があるかないかですよという応援をいただきました。

以上のことで、支援会の人たちでNPO法人を今年度中につくりたく、進めていこうということになりましたが、このことについて市民の皆さんや議員の皆さんに賛同をいただけるのか心配もしましたが、数人の議員さんにも相談をさせていただきました。すると応援をするので頑張れと後押しをしていただき、ありがたく思っています。市や社協などの意見も聞きつつあります。

以上のことについて、（1）障害者の支援窓口、障害者の支援、NPO設立について市長の考えをお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま障害者支援について、障害者支援のための窓口、NPOの設立についての御質問であります。障害者の相談支援及び生活支援等に関する事業については、社会福祉法人のみならず、株式会社にも参入が許されたこともあり、うきは市にも多くの障害者支援事業所が活動しております。

議員が、うきは市内に障害者支援にかかわるNPO法人を設立することは、障害者の方やその家族の方々にとって、支援の窓口が広がることとなりますので、うきは市にとっても望ましいことであると、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ありがたい御意見だと思います。

次に、障害者差別解消法に向け、こういう支援窓口、相談窓口などを市民の皆さんたちが望むということは、市、社協も頑張っているとは思いますが。まだまだ支援の手が行き届いていないと思ひ、まだまだ頑張っていけないといけないと思ひます。そのことについて市長の思ひをお伺ひします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 昨日、三園議員から、一億総活躍社会の話が出ております。国のほうでも一億総活躍プランの中で、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをもつくり、高め合うことができる地域共生社会を実現することが重要であると。そのためには寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図ることが必要であると、こういうふうに述べられております。

地域共生社会を実現するためには、地域のあらゆる住民の方が役割を持って、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが重要であつて、そして、自助、互助、共助、公助をつなぎ合わせる事が非常に行政としての大きな責務じゃないかと、このように思つてるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 私たちが支援相談窓口を立ち上げて、何かやりたいという思ひというのは、困つている人たちにいろいろして、いろいろな補助金上げますよ、そういうのじゃなくて、どうしたら相談されるところに行けるのか。自分たちで行けない。相談しても簡単に、1足す1は2と簡単な回答が出る。

そういうものじゃなくて、困つている相談があつたならば、そのところと一緒に行き、こういうことで困つているのですから、話を聞いてあげて、前に一歩でも進む相談窓口でありたいと思つて、頑張ろうと思つているところあります。

これ聞いてもあれですから、次に行きます。4番、耕作者のいない狭い農地について、今は山間部だけでなく、平たん地でも狭い1反ぐらいの田畑などは、つくり手がいなくなるように思えます。法人組織、組合組織の皆さんの力をかりていかないと、二、三年後には大変なことになりかねませんので、（1）狭い1反（10アール）以下の田畑は、平たん地であっても耕作者がいなくなると懸念されるが、二、三年先のことについての考えをお伺ひします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま耕作者のいない狭い農地について、平たん地における狭い農地の耕作者対策についての御質問をいただきました。

うきは市における水田耕作農家数は、農業従事者の高齢化、後継者、担い手の減少により、5年前の平成23年度と比較して、農家数178戸の減少となり、その結果、耕作放棄地を増加させ、また管理はしても、作付されていない農地を発生させることとなっております。

また、営農組合等への農地集積は、大きな圃場を中心に進んでいるものの、小さな圃場については低い作業効率性や進入路の問題から、なかなか借り手がいない状況であります。

議員御指摘のように、このような農地につきましては、貸し借りも進まず、将来的に耕作放棄地となる可能性が大きいと考えられます。しかしながら、現状では有効な対応策がないのが実態であります。

その中で、隣り合う圃場との高低差が少なく、地権者の了解がいただける場合については、畦畔を取り除き、圃場を集約化することも1つの対応方法かと思われまます。

また、中山間地の農地につきましては、平たん地以上に深刻であります。今後、うきはレインボーファームを中心に、各地区の営農組織等とも連携して、農地の保全対策に取り組んでいこうと計画をしているところであります。

平たん地の農地保全につきましても、この中で有効な方策等が見出せるよう検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 圃場整備はしていく、やめるのか、もう少し先までやっていくのか。田んぼの畦畔の外しは、隣の畦畔等と言いますが、1反とか5畝、1反半持っている個人の狭い、続きのところは簡単にのかせると思いますので、高さが余り差があるとだめでしょうけど、二、三十センチの高さで1反、狭地、2つのところを、それならやっていきますよとか、そういう考えがあるのかお伺いします。わからんならもう一遍言いましょう。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 農林振興課長の熊谷です。

今御質問の圃場整備をするまでもない、小さい田んぼ等についての案件ですけども、その点については所有者も違ったりとか、個別のいろんな問題あると思いますので、案件ごとに市役所のほうに来ていただいて、相談を受けながら解決方法を見つけていかなければいけないというふうを考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今言ったのは、そのとおりです。でも、私が再度聞いたのは、自

分の田んぼが2つ重なっていたら、それはすぐに高さも二、三十センチぐらいの高さはやってもらえるのか、そういうのは簡単に考えてもらえるのかちゅう質問をしました。他人のところと——他人ちゅうたらいかんのかな。よそのところとのあぜを云々じゃなくて、自分で同じところに2枚持ってるでしょ。そういうとなら簡単に進めていってもらえるのかなちゅう質問です。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 個人の農地でやる場合も、事業費というのが発生しますので、事業費に対して御本人の承諾が得られれば、相談に乗っていったりとか、とにかくその案件を提案していただいて、その中で解決方法を見つけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 前向きに進めていっていただけるというふうに認識します。

それと一つは、法人、組合組織の人たちも、余り米の単価が安くなれば、TPPで安くなれば、つくってもらえないと思いますけど、今ぐらいの値段でいけば、1反、狭地、10アールのところならば、機械が入れば大きい、今大きい機械ばかりでやってるでしょ。そうじゃなくて、組合組織の人たちにも、その中で1台、2台は小さいのを補助とか何かでもらえれば、1反、狭地ぐらいのところでも、まだまだやっていってもらえるのかなちゅう思いもあります。それが一つ。

どうでもだめというならば、狭い所は、お年寄りが草刈りとか大変ですから、乗用の草刈り機などで、下は年間何回か草を切りながら、ツバキ、オリーブ、今やってるでしょ。オリーブもやっていますから、ありがたいんですけど、あれやるならば精製する機械、そこまでやってもらわないと、つくって補助してどうしますよ、精製はよそに行ってください。そういうやり方ではなかなか大変だと思うので、経費の出るぐらいの作物を考えていってもらえば、まだまだ私も3年、5年は生きてると思いますので、そういう仕事ならできると思いますので、そういうものをお願いしたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 効率性の悪い農地については、その箇所、箇所でこげんしたらよかろう、ああしたらよかろうというふうな案件を、いろいろ団体に協議をしていったほうが、より効率的にいい方法が見つかるというふうに思います。

また、平たん部についても、多面的機能の事業等もありますので、個人ではなくて集団で、そのような協議を重ねていくべきではないかというふうに思います。その中には、市の職員も入って協議をしていくべきではないかなというふうに考えております。以上です。

それとオリーブの精製についてですけれども、今は費用対効果等を考えた場合に、市外に委託しながら精製等やられておられますので、それ以上に効率性のある形ができれば、そのような方向も考えるべきかもしれませんけれども、現段階では今の形が最善の策ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろ前向きに考えてもらっている話を聞けば、思いますので、いろいろ相談に上がりたいと思います。

オリーブの精製の問題、あれ最初に始めるときに、どのくらいつくっていったら、どうなるちゅうのは計算しながら、最後までやらないといけない精製、そういうのはちゃんと計算に入れていかないと進めてはいけないと思います。また途中で迷惑しますから。そういうのは先に、最後まで、初めから終わりまでの計算のもとに推進していただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、3番、熊懷和明議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、諫山茂樹議員の発言を許可します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山でございます。私の質問は、今まで3件に絞って質問しておりましたけれども、今回は5件、ふやしておりますので、多少早口になるところもあるかもしれませんけれども、御容赦願いたい。

それから、答弁に対しては、いろいろ関連質問を用意しておりますので、簡潔で、そして要領を得た答弁を切にお願い申し上げまして、質問に入りたいと思います。

まず、一つの件名、一件名であります、小水力発電事業について質問いたします。

平成22年9月議会の一般質問以来、私のアイデアを実現させる思いで、いちずに政策提案を続け、ようやく3回目の平成25年9月の一般質問で、高木市長より、小水力発電事業に積極的に取り組む旨の答弁をいただき、万感胸に迫る思いで期待をしている次第であります。

市長は、当時、災害復旧の困難な時期であったにもかかわらず、費用対効果などを念頭に、熟慮の末断行されたことに敬意と感謝を申し上げ、高く評価しております。

世界的エネルギーの状況は、現在確認されてる埋蔵量から推定し、化石燃料の可採年数は、シェールガスを除いて、石油は数百年とも言われ、いつかは枯渇することが必至であります。

頼みの綱であった原子力発電は、東日本大震災以来、安全神話が崩れまして、しかも使用済み核燃料の処分技術など、まだ確立されていない重要な課題は山積されている状況であります。

原発の代替電源の確保などが明確でない限り、原発、火力、再生エネルギーなど多様な電源を組み合わせた合理的な電源構成を模索していく必要が求められております。

一方、水力発電等を含む再生可能エネルギー発電は、地球温暖化に大きく影響する二酸化炭素の排出が少ない国産エネルギーであり、その中でも水力発電は最も安定した発電が可能であり、化石燃料と違い、資源的制約がない極めて有望な分野であります。

そのようなことを踏まえ質問いたします。1つ、小水力発電事業は、地球環境に優しい持続可能な環境循環型社会構築にも寄与し、水と緑に囲まれた市のクリーンなイメージにも合致する新規事業であり、かつ重要な自主財源確保にもつながります。

しかも、無駄に垂れ流していた藤波ダムの放流するときに得られる落下エネルギーを使って発電する仕組みでありまして、約160キロワット、約250世帯分の消費電力相当を発電することが可能となり、取り組み、無駄を追求した理にかなった施設でありますので、一日も早い完成を待望しているが、その進捗状況をハードとソフトの両面について尋ねたい。

2つ目、この発電開発事業は、大プロジェクトで取り組むような大きな計画にもかかわらず、最小の人数で取り組み、しかも、どこの自治体も経験したことのない、前例のない困難な事業にもかかわらず、懸命に努力され、果敢に挑戦されております。

途中、九州電力の買い取り回答保留がありまして、事業の停滞を余儀なくされたため、工期が若干延長されておりますが、ほぼ計画どおりに進行中と推察しております。

このことについては、市長の決断とリーダーシップ並びに27年度まで主体的に取り組んできた所管の担当各位に敬意を表したいと。加えて、市長が決めた適材適所の人事が功を奏したのではないかというふうに思っております。

困難な書類提出承認を初め、多種類の錯綜している業務用工程計画をつくり、工程管理とPDCA管理を万全にして、うまく進めて乗り切ってこられたのだと思うので、庁内の関係職員有志対象の勉強会を開いて、実際の資料を使った生々しい体験談、27年度末まで所管であった管理者から説明していただき、機会をぜひ設けるよう提言するが、いかがでしょうか。

業務で得られたノウハウを共有して、そしてそれを活用すると。これは行政でも必要だと盛んに言われていることでございますので、ぜひこれをお願いしたいと。

特に業務を進めていく上で工期的に、技術的に一番困難な部分、つまりクリティカルパスと言いますけれども、これはそれが何であったか。そして、それに対しまして、どのような対応してきたか。苦労体験談などをそういうときに話していただけたらと思うわけでございます。

この事業は、福岡県が間に入り、国交省や経済産業省などに関連する複雑で困難な業務が多か

ったために、思うどおりにスムーズに進まなかったと考えます。実際に体験されることを謙虚に反省しながら、ぜひやっていただきたい。

3つ目、ある程度、設備が完成した時点で結構でありますので、議員の現場視察とか新聞発表などやられたらいかがでしょうか。

以上、1回目の質問、終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 藤波ダム小水力発電事業について、3点の御質問いただきました。

1点目が、藤波ダム小水力発電事業の進捗状況についての御質問であります。ハード面である工事の進捗としましては、配管設置などの土木工事がおおむね完了し、現在は建築工事並びに発電設備に関する機械工事を行っている段階でございます。

なお、工事につきましては、複数の施工業者が関係することから、毎月関係者を交え、工事調整連絡会を開催し、工事の進捗状況や工程の確認を行い、適切な事業管理に努めているところでございます。

ソフト面であります関係機関との手続の状況としましては、現在ダム管理者である福岡県との間で管理協定並びに操作規程等について協議を行っているところであり、売電先となります九州電力との間で、電気事業法に基づく契約等運転開始に向けた協議を行っているところでございます。

2点目が、体験談を踏まえた勉強会の開催についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーの活用が推進される中、太陽光発電などと比べ、既設ダムに設置する小水力発電は事例も少なく、技術的課題も多かったことから、関係機関との協議に時間を要するなど、困難を来してきました。

さらに、河川法や電気事業法などの各種法的手続はもとより、福岡県に対する補助事業採択の申請といった、さまざまな手続を経ながら、事業化に向けた対応を行ってきたところであります。

現在、事業完了に向け、工事や各種手続を行っている状況ではございますが、経験者のこれまでの体験を踏まえた、困難だったことや問題点、さらにはそれらへの対応について情報共有ができるよう、職員を対象にした現場視察会等について、時期を見た上で開催し、人材育成に取り組んでまいりたいと思っております。

3点目が関係者との現場視察や新聞発表についての御質問であります。工事完了後、小水力発電の試験運転期間などを目途に、関係者を交えた現場視察を計画したいと思っております。

マスコミへの発表につきましては、試験運転後、本格的な運用が開始される前が最適ではないかと考えておりますが、先行している瑞梅寺ダムの状況やダム管理者である福岡県などと相談をして、決めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 前向きの答弁をありがとうございました。期待をいたしております。

それでは、関連質問で1つですけれども、今後の本格稼働までの日程計画について、わかる範囲内で、大体何月ぐらいから稼働し、試運転をいつごろから、そして、わかる範囲内で結構です。そして課題があれば課題もお願いしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まだ確定的なことは申し上げられないんですが、できれば年内、年内できなくても1月に入り込んでも、1月の早い時期に全ての工事が完了して、それから以降、試験運転を開始し、来年の4月1日から売電、こういうスケジュール管理で取り組んでいるところがあります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ほぼ計画どおりで、本当に感謝しております。

最後にもう一つですけど、私が提案しました勉強会の件であります。職場で蓄積されたノウハウを共有して、それを活用することは、職員の仕事力アップ、そしてスキルアップを図るためには、非常に有効だというふうに私は信じておりますので、今後ともこれに限らず、いろんな場でそういうノウハウの共有、こういうことを実践していただくような仕組みなり、そういうのも今後検討していただけたらというふうに思いますが、所見を一言でも結構ですのでお願いしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 常々申し上げてますように、横軸を張って、情報の共有化を図ることが非常に重要な話でございますので、そういう線でまた今後も職員、人材育成、努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 別の機会にまたお願いをしていきたいと思っております。

次に入ります。重点「道の駅」の最新動向についてお尋ねいたしたいと思っております。

平成27年1月付にて、国土交通省地方整備局より、重点「道の駅」選定を受け、地方創生の核となる道の駅を重点的に応援する取り組みがスタートしました。スタートから約1年半が経過し、計画的に順調に事業が展開されておると。とりわけEVステーションの整備、老朽化したトイレの更新、並びに懸案だった駐車場も、災害土砂置き場を有効活用して、国土交通省と有利な交渉で立派に完成し、高く評価する次第であります。

そこで質問いたします。旅行関連雑誌「じゃらん」道の駅満足度におきまして、総合ランキングにおいて、御存じのように第1位になったと。魚とか何とかないにもかかわらず、そういうハンディがあるにもかかわらず、宗像を抜いて第1位になったことは、心よりお喜びを申し上げます。

す。

これは生産者、生産出荷者、うきはの里幹部並びに従業員、ほか関連団体職員一同が一致協力して努力されたことに起因すると思います。現状に満足することなく、反省と精進を重ね、さらなる発展を期待するが、現在の心境と決意を伺いたいと。

2つ目、重点「道の駅」になった道の駅うきはは、地域センター型にて取り組むことになっており、その機能の一つに福祉の向上を上げておりました。それに関連して、ことし4月より6月まで、自力出荷が困難な高齢者の農産物集荷、道の駅販売、道の駅商品の宅配、買い物支援などをEV車を使って実証実験したと思いますが、その実証結果、それから今後の計画を尋ねたい。

3つ目、実施内容の中には、女性主体の6次産業を推進し、高齢者の生きがいや暮らしなどをサポートする拠点づくりとして、廃保育園などを活用したり、女性が働く加工施設整備による農産物加工や新商品開発事業など計画しておったと思いますので、その進捗状況、この3つをお伺いしたいというふうに思います。

以上でございます、とりあえず。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま重点「道の駅」の最新動向について、3点の御質問いただきました。

1点目が道の駅うきはの現状と今後の抱負についての御質問であります。御承知のように、平成27年1月、国土交通省から重点「道の駅」の選定を受け、平成27年度におきましては、市及びうきはの里株式会社では、事務所東側駐車場の整備、EVステーション設備の整備、贈答品コーナーの整備、展望デッキの改修等を行ってきております。

国におきましても、駐車場の拡張、トイレの改修、出入り口の増設、改修を実施しており、利用者の利便性の向上を図ってきたところでございます。

また、ソフト事業としては、観光案内所へのペッパーの導入、電気自動車を活用した農産物の集出荷の実証実験等を実施し、観光プロモーション事業の強化に努めているところであります。

このような状況の中で、ことしの4月28日に発売された、九州・山口をエリアにした旅行専門雑誌「九州じゃらん」6月号の道の駅満足度ランキングにおいて、九州・山口144カ所の道の駅の中で、道の駅うきはが1位に選ばれました。重点「道の駅」に選定されたことで、テレビ、新聞、情報誌等のマスコミに取り上げられる機会もふえ、来場者の増加や好感度の向上につながっているものと考えております。

今後につきましては、9月議会の初日に、うきはの里株式会社の経営状況を御報告させていただきましたように、今期の売り上げ目標を10億円と高く掲げており、地域の活性化につながるよう、うきはの里株式会社と密に連携をとり、目標達成に向け努力していきたいと考えておりま

す。

また、今年度は地方創生加速化交付金等を活用しながら、重点「道の駅」の選定時に提案した事業の推進を図ってまいりますとともに、地域総合商社につきましても、多くの関係団体の積極的な参加をいただきながら、現在、事業計画等の協議を進めているところでございます。

2点目が農産物集荷等の実証実験結果と今後の計画についての御質問であります。重点「道の駅」うきはの提案事業として、ことし小塩地区におきまして、農産物集荷等の実証実験に取り組みました。その検証につきましては、重点「道の駅」うきは社会実験実行協議会において、現在運行を行っているところであります。

うきは市民センターと道の駅とを結ぶシャトルバスに係る実証実験とあわせて、今後、最終的な取りまとめが行われることとなっております。したがって、今回はあくまでも中間的な状況として報告させていただきます。

農産物集荷等に対する取り組みは、4月20日から6月30日までの水曜と日曜について、実日数20日間行いました。出荷者は延べ54名、販売額は約20万円となっております。

実証試験を通じた結果として、車を持たない高齢者が出荷することにより、健康と生きがいがづくりとなったことが上げられております。

一方、課題として、野菜等が少ない時期で出荷量が少なかった。集荷場所は小塩コミュニティセンターのみとしたため、遠い地区の人が出荷していないなどの意見が出されております。

農産物集荷の取り組みにつきましては、実証試験後も土曜、日曜の週2日行っており、出荷者の拡大を図りながら、今後も継続する方向となっております。

また、あわせて取り組みました買い物支援につきましては、スマートフォンを活用したバーチャルショップ形式により取り組みましたが、利用者はわずかであり、実証試験後は休止しております。

利用者が少なかったことに対して、高齢者にとってはスマートフォンの操作が難しかった。あるいは近くに居住する子供の支援があり、必要としてなかった。さらには、提供品目の選定が適切でなかったなどの意見が出されております。

中山間地における高齢者支援につきましては、高齢化社会が進む中、重要な課題でありますので、重点「道の駅」うきは社会実験実行協議会の最終取りまとめ結果も踏まえて、実効的な施策を推進すべきだと考えております。

3点目が加工施設の整備や新商品開発の進捗状況と今後についての御質問であります。重点「道の駅」に係る企画提案書の中で、3つの具体的な提案を行っております。

具体的には、提案1、ヒト・モノ流動活性化のためのEVネットワークの構築、そして提案2、女性や高齢者のいきいき仕事・暮らしの拠点の整備、提案3、高齢者、女性の生産品販売促進の

ためのうきは魅力アッププロジェクトでございます。

これらの提案を具現化するために、昨年6月から国土交通省九州地方整備局を交えたワーキング会議、及びうきはの里株式会社を交えた市内ワーキング会議を毎月開催をしているところであります。

このうち、議員御指摘の事業につきましては、提案2の中で、女性が働く加工施設や子育て支援施設の整備、高齢者のための農業支援センターやコールセンター等の整備等の事業として盛り込んでいただいております。

このうち加工所につきましては、今年度、地方創生加速化交付金を活用し、道の駅事務所北側に整備することで調整を行っております。

完成後につきましては、女性を中心とした加工グループ等の商品開発の場として、積極的に活用されることが期待されております。

施設の整備や機能の強化につきましては、予算や時間も要しますので、優先順位をつけながら、段階的に整備を図ってまいりたいと考えております。

このような中、子育て支援や高齢者対応の施設やサービスにつきましても、引き続き検討を行ってまいります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） よくわかりました。今後、高齢化社会になってきておりますので、ひとつ福祉の面についても、これは道の駅としての宿命でございますけれども、普通の民間企業と違いまして、費用対効果だけで割り切れない。多少、採算度外してでもやらなきゃいけない事業じゃないかというふうに思っておりますので、この点は積極的に十分検証しながら、大幅な赤字じゃ困りますけれども、努力していただきたいなど。これ答弁は結構でございます。そういうことであります。

それから、次に再質問に入りたいと思いますが、じゃらん人気度ランキング関連で、道の駅を謙虚な気持ちで総合的に反省、分析して、どのように評価して、どういう点がよかったのかなど、どういう点がまだ足りないのかなど、弱点も知らなきゃ。孫子の兵法で、「彼を知り己を知れば百戦して殆うからず」と、おのれを知らなきゃいけないということもございまして、そういう点、市長のお考えをお聞きしたい。強いところと弱いところ、それに対してどう評価。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課長の田籠でございます。

道の駅の強みと弱みということで、強みにつきましては、施設面もありますけど、いろいろ多

くのお客様に来ていただいておりますし、重点「道の駅」に選定されたおかげで、ハードの整備、ソフト面の充実等も行われておりますので、そういうところは評価されている部分かなと思っております。

弱みにつきましては、初日のほうで道の駅うきは株式会社の事業報告でさせていただきましたけど、冬場になかなか生産物が集まらないような状況もございますので、なかなか品薄な状況になってきます。地産地消ということをモットーに掲げておりますので、そういう状況も起こるかと思っておりますので、そういう部分につきましては、うきはの里株式会社のほうで、いろいろ生産者に対して指導等を行っていくところで解消していければというふうに考えております。

また、以前から従業員の方に対していろいろ、笑顔がないとか、そういうことも言われておりましたが、会社のほうでもいろいろ接遇等の研修等も行いまして、重点的にそういうところも力を入れておりますので、なかなかサービスにつきましても、いろいろ向上してきてるんではなかろうかというふうに思っております。そういう弱みは克服をしながら、重点「道の駅」に選定されたのを活用しながら、さらなる重点「道の駅」のほう、効果を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 確かに1月から4月、5月、物の端境期と申しますか、そのころが野菜も少ないと。果物はもちろんないと。久留米あたりは大きな農園を抱えておりますよね。朝倉もそうですけど、野菜のハウス化といいますか、そういう御指導も働きかけなり、そういうことも大切じゃないかというふうに思っております。私もしょっちゅう行っておりますので、非常に気づいております。そういう点でお願いしたいなあと。それから、強みはもちろん生かしていただきたいなというふうに思います。ぜひお願いしたいなと。

それから、道の駅間の交流、融通し合う、品物の融通、お互いにないところをお互いに融通して販売し合うと、これも大変有効だと思いますので、ぜひ広めていけばいいんじゃないかと。

1つ、御提案がございますが、新しい加工の品物でありますが見晴台から眼下に広がる田んぼに植えられた米とか大豆を原料にした、健康志向に便乗した、健康食にすぐれている、仮称であります、うきはの納豆という、仮名称のような納豆づくりとか、それから下仁田町は、コンニャクがたしか有名だということを聞いておりますので、コンニャク芋なんかは、山間地では結構おじいちゃん、おばあちゃん、植えておりますので、コンニャクづくり、それを6次産業の推進の一環として事業化したらいかがだろうかと。

納豆も普通の発泡スチロールに入れた納豆じゃなくて、わらづとに入れた納豆、私、東京に行ったときに、わらづとに入れた納豆で、私は納豆の味を覚えて、今でも私は毎日1食は納豆食べてるという、健康にいいんだという思いを込めて食べております。これ確かに健康では科学的に

も立証されておりますので、そういう事業もひとつ検討し、実践できるような前向きの捉え方をしたらいかがだろうかというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 納豆づくり、コンニャクづくりということで御提案いただきました。新商品の開発等につきましては、現在総合商社のほうを立ち上げを行っておりますので、そういう中で新商品開発は行ってまいりたいと思います。特に納豆とかにつきましては、大豆が多く生産されておりますので、取り組むことは非常に有効かと考えております。

あとコンニャクにつきましても、コンニャク芋、どれほど生産されてるかというのは把握はしておりませんが、ヘルシーな食品でございますので、昨今の健康志向の中では、大変いい目玉になる商品ではなかろうかと思っております。

納豆をわらづとということで、つくってはどうかという御提案をいただきました。実は地域おこし協力隊の中に1人、納豆に取り組みたいという隊員がございまして、特にわらづとを使って商品化をやりたいというようなことも言っておりますので、そういうのも総合商社とその隊員と一緒に連携しながら進めてまいれたらと考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。ぜひお願いします。

最後になりましたけども、トップを維持することは、どの世界においても大変厳しいことでもあります。この前のオリンピックでも、吉田選手は残念ながら負けましたけども、非常に難しい問題でございますが、地理的条件とか建築物などのハードの面で不利と思われるところはソフトの面でカバーし、奮起するとともに、新しい発想に挑戦して、いつまでも第1位を堅持されますようお願いいたしまして、質問終わります。

次に行きたいと思えます。スピードアップしておりますので。今度は3つ目の質問でございます。教育環境向上のための空調設備設置について質問いたします。

地球の平均気温は一昨年、昨年と連続して、観測史上最高を更新し、今年度前半もさらに上昇したそうであります。年々厳しさを増す猛暑に向けて、空調設備エアコン導入により、学びの場を快適にして、教育環境の向上を図るとともに、熱中症の予防にもつなげる取り組みが求められております。

近隣の自治体でも、地球温暖化の影響で、夏季による著しい高温化に対応して、空調設備を小中学校の教室に設置する取り組みが活発化しております。そのような背景を踏まえて質問いたし

ます。

1つ目、温暖化に関連し、政府は昨年11月に閣議決定で、気候変動の適応計画で、熱中症を健康に対する脅威と位置づけしているくらいでございます。

教育環境をよくして、学力向上を図る目的で、中学校普通教室37教室と小中学校の特別支援学級の教室17教室、合計54教室から優先的に空調設備をぜひ取りつけることを求めたいというふうに思っております。小学校はその後ということで。

なお、財源は、合併特例事業債などはもちろん使っていただけるものと思えますし、学校施設環境改善交付金3分の2は市負担でございますけど、そういうものを活用して、ぜひ財源を活用していただきたいと。

それでも、しかし自己負担、市負担がございます。約1,800万から2,700万ぐらい、2,000万前後が自己負担でございますので、これについてはふるさと納税によるまごころ寄付の活用を強く希望したいと思うのでございます。財源がないのに、ないものねだりちゅうのはいけませんので、ひとつそういう財源の確保でよろしくお願ひしたい。

それから、設置の議論は後でしますけれども、実施を前提としていただけるものとして質問なり提案をするんですけども、設置時期は平成29年の夏休み工事では遅過ぎる。30年からしか使えないというようなことでは困りますので、市長がいつも申しますクイックレスポンス、素早い対応を市長、ぜひ発揮されまして、土曜、日曜、祭日と春休みなどを有効に活用して、そして6月、来年の6月末までには工事が完了するよう強く希望したいと。もちろん、やらないということであれば、意味ありませんけども、そういう目標で前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。これ2つ、1回目の質問でございます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 教育環境向上のための空調設備設置について、2つの御質問をいただきました。1点目が学校への空調設備設置について、中学校教室と小中学校の特別支援学級を優先させることと、まごころ寄付の活用について御質問いただきました。

まごころ寄付については、選べる寄付金メニューが6つございます。1つがふるさと森と水まもろう寄付、2つ目がふるさと景観だいに寄付、3つ目がふるさと高齢者いきいき寄付、4つ目がふるさと子どもこれから寄付、5つ目がふるさとお祭りにぎわい寄付、6つ目がふるさと市長におまかせ寄付であります。

寄附金につきましては、基金を整備し積み立てを行い、寄附された方々の意向に沿った事業の実施に対して活用を図っていく考えであります。

空調設備の設置につきましては、昨日、中野議員の答弁でも申し上げましたように、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して設置を行う考えであります。

また、議員御指摘の小中学校の特別支援学級教室への空調設備の設置につきましては、優先的に行っているところでございます。

2つ目が空調設備の設置時期と工程管理についての御質問でございますが、学校における普通教室への空調設備の設置につきましては、設置工事時期が限定されていると考えております。教室単独の工事で終わるのではなく、全体の配線工事や電力工事等も必要となってきました。また、工事中は騒音も発生しますので、生徒のいない夏季休校中に工事を行うのがベストと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） まず、工期の面からいきますか。逆になりますけども、そういう答弁が返ってくるんだろうというふうに私も予想しておりましたので、調べてまいりました。広川町でございますけど、6月に内示があつて7月に決定したということで、どうしても夏休みに間に合わなかったと。9月6日に発注されたと。とてもじゃない、夏休みは使えませんということで、しかし、そういう決まり切った発想じゃなくて、どうしたら短期間に、そして子供の教育に障害しないような工事ができるかということを考えておまして、土曜、日曜、祭日を利用したということをおっしゃっています。

そして、見事に2.5カ月ぐらいで、9月6日から発注して2.5カ月ぐらいで完了してると。冬場の暖房には間に合わせてるわけですね。費用も157万ぐらいで済むと。総台数は65教室、ですからうちよりも多いんですけども、そういう工夫をすればできるわけでありまして。

学校教育課長もやる気満々なようでございますので、ひとつそういう新しい取り組みというか、やり方にチャレンジしていただきたいというふうに強く求めます。ここですぐに答弁はできないにしても、やっているとありますので、総量達成できるように努力するという答弁をひとつお願いしたいと思います。市長か教育長か。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 学校教育課の内藤でございます。

議員さん御指摘のように、工期については、できるかできないか、一応今年度内に工事の設計管理をするようにしております。その中でも、一応そういう提案があったことを考えて、土日、祭日とかにできるのか、学校管理の問題もありますので、なかなか難しい面もあろうかと思っております。早期に着工ができるように考えていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 今までの従来の既成概念にとらわれない発想をぜひお願いしたい

というふうに思います。よそのやっつるところがありますんで、それをぜひ参考にさせていただきたい。以上。

それから、肝心の予算であります、私なりに大体150万から180万、調査によりますと、かかっているわけではあります、150万ぐらいで計算しますと、合併特例債と、28年の当初の予算と、それから学校施設環境整備交付金3分の1補助を計算しますと、大体その差が、もし学校の施設整備の金がまた不採択になった場合にしても、約1,000万ぐらいしか違わないと。1台150万ぐらいで一教室できますと900万ぐらいしかかからないんですね。これは見方によっては高いと言う人もおれば、安いと言う人もおるかもしれんけど、私は安いと思うんですよ。

これぐらいの差であれば、今ここでやりますと決断することも、私は大切なことじゃないだろうかというふうに思うんです。約1,000万、そして二、三千万の自己負担はふるさと納税、今言われたように、非常に努力されて2億4,000万ぐらい入っております。その中の8,000万ぐらいは、人材育成に使ってよろしいというふうにしてしておりますので、どうぞ使ってくださいということですから、その人たちのためにも、教育に使わにゃいけないと。

エデュケーション・ファーストですか、教育第一優先ということではいかれたらどうだろうかというふうに思いますので、もしだめでも、これだけ、もしうまくいったら、もっとこれがゼロになるようなことにも、安くなるということも考えられますので、ひとつきのうの答弁よりも1日後の答弁でございますので、さらに考え方が変わってると思いますので、一言答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 昨日、中野議員への質問の答弁と重複いたしますけれども、今年度予算で今回の空調設備については予算計上させていただいております。その財源更正が、3分の1が文部科学省の学校施設環境改善交付金であります。残りの3分の2が合併特例債でありまして、一般財源は一切組んでおりません。

そういう中で、ぜひ、昨日答弁させていただいてましたように、せっかく予算に計上させていただいてるわけですから、それが執行できるように、しっかり頑張っていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ぜひ頑張ってくださいますが、もしそれが無理としても、約900万前後でございますので、1台20万、15万から20万、一教室当たりのコストダウンができれば、それをカバーできるわけではありますので、コストダウンにさらなる努力をさせていただいて、そして何が何でもやるなという意気込みでひとつお願いしたいなど。ここではそういう答弁はすぐにはもらえないとは思いますが、全力で頑張るということを肝に銘じておきたいと、私のほうにもですね。

それから、419万の設計費用、これは当然のことではありますが、即設計に入るべきだというふうに思います。約二、三カ月かかりますから、設計もですね。そして、その設計に基づいて見積もり、条件明細書までちゃんとつくっておくと。事前準備をしておいて、これが採択されたらすぐスタートできるように、そして、土日を利用して6月末までには完成するというような目標を持って、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしたいんですが、御所見をお願いしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 何度も繰り返して恐縮ではありますが、しっかり文部科学省のほうに事情を説明して、学校施設環境改善交付金を得るべく頑張っていきたいと思っています。

そして、議員御指摘の工程管理については、先ほど学校教育課長も答弁しましたように、いろんな事例があるやに聞いていますので、そのことについては、しっかりまた検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） やる気をもちろん持っているという失礼なことは申しませんが、千葉県の野田市は市内在住の納税制度をスタートさせていまして、目的は学校施設整備に充てるということでやっております。そして、2,000円の商品券をお渡ししていると。どんどん集まっているようでございまして、それで空調設備とか、トイレの様式化と、そういうのに充てているという市もございまして、ひとつ積極的な取り組みなり、工夫をしていただきたいというふうに思います。

時間が刻々と迫っておりますのでこのくらいにしておかないと、ほぼそういうことで、コスト的には約1,000万円ぐらいで済みますと。久留米市あたりは26年度で元氣臨時交付金、これでLED化とこれをやっています。何を重点にするか、本当に教育を重視しているかというのがこういうものでわかると思いますので、ひとつ頭の隅のほうに置いていただきたいということで、次の質問に入りたいと思います。

次に4つ目の質問であります、廃止となった保育所の活用についてでございます。

平成25年2月に公表した浮羽町域公立保育所の統廃合の方針に基づき、平成25年4月1日から休止した届け出保育所の新川保育所、妹川保育所と、認可保育所施設である小塩保育所、山北保育所の4カ所が平成26年3月31日付で廃止され、千足保育所、朝田保育所が平成28年3月31日付で廃止となっております。このことについて質問をいたします。

廃止した保育所の中で、千足保育所は民間企業に売却されたことは承知しておりますけれども、残り5保育所の建屋と土地を含む活用計画の進捗状況をわかっておればお尋ねしたい。

次に、廃止になった保育所の備品などはほかに活用しているというふうに思うんですが、

私、調査に行ってきましたところ、滑り台、ブランコ、鉄棒などの遊具設備が残っております。三春工業団地の東側は立派な緑地公園ができておりますので、その遊具をそこに、それから市立公園、3つの公園ぐらいはまだ遊具が置けるスペースがございますので、そういうところに有効活用して、子供たちの遊び場としての公園的機能を高める目的で活用していただきたいと。

子供が屋外で元気に遊べる場となる遊具のある公園は、子育て支援や青少年の健康づくりの面に大きく寄与するものと確信いたしますので見解をお聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 廃止となった保育所の活用について、2つの御質問をいただきました。

1点目が廃止となった5保育所の活用計画についての御質問であります。まず、旧千足保育所ですが、御承知のとおり、エフコープ生活協同組合へ売却しております。ことし6月には所有権移転等、全ての手続きが完了しております。

現在、障害を持った児童のための放課後デイサービス事業が実施されているところでございます。

次に、旧朝田保育所ですが、こちらは本年度中に公募型プロポーザル方式により売却を行うところで準備を進めております。

旧山北保育所につきましては、熊懐議員の御質問にお答えしたとおり、売却する方向で検討しているところであります。

旧妹川保育所につきましては、本年6月に地元である檜ヶ平区の地域振興会から購入に係る要望書の提出を受け、地元との協議を優先する形で検討を進めているところでございます。

旧新川保育所につきましては、現在、姫治学童保育所及びうきは市都市と山村交流プロジェクト協議会の事務室として貸与しております。

旧小塩保育所につきましては、小塩地区のサークル活動、そば打ち体験のほか、小塩地区の地域活性化に係る事業を行うことを目的に、小塩地区自治協議会に貸与しているところであります。

2点目が、廃止になった保育所の備品や遊具等の有効活用についての御質問であります。廃止になった公立保育所の備品や遊具等を他の公立保育所が利用を希望する場合は移設をしております。

今年度は朝田保育所、千足保育所のエアコン3基を、いずみ保育園、千年保育園、浮羽保育所に移設し活用をしております。また、千足保育所のピアノは千年保育園へ移設をし、それまで使用していた千年保育園のピアノについては、老朽化により廃棄処分をいたしましたところであります。

備えつけの給食関係の備品、遊具につきましては、移転及び廃棄処分を行うと経費がかかることや廃止施設自体の今後の利用方法が未定でありますので、廃止されたときのままにしております。

千足保育所につきましては、既にエフコープ生活協同組合に売却をしており、他の公立保育所で必要な備品については、移転を完了しております。遊具につきましては希望の保育所はありませんでしたので、設置したままで売却をしております。

廃止された保育所の備品や遊具の活用計画等につきましては、特段の定めはありませんが、基本的には他の保育所等で有効活用していくこととしております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 備品については、くどくど今説明をしてもらったんですが、もう活用していると、僕はそういうことを言ったつもりでございます。活用しているはずだと。外にある遊具関係が活用されていませんと。その遊具も希望すれば三春工業団地にもいいでしょうかと。いろいろイベントなんかあそこでやっていますし、子供もしょっちゅう遊んでいますんで、それが1つ質問の中に入っていたと思います。

そして、ブランコとか鉄棒、滑り台、3カ所、4カ所調べてきましたけれども立派なのがあります。それで、もちろんメンテナンスはしなきゃいかんと思いますが、こういう遊具というのは大量生産じゃございませんので、つくったら案外高いんです。ですから、こういうのはやっぱり移設して使うと。やっぱり少しでもコストダウンをしようと、経費節減してくださいというのを訴えているわけでございます。

保育園だけじゃなくて、藤波公園、それから、百年公園、美津留川河川公園も遊具を置くスペースは十分ありますので、そういうところに持っていくということも考えていいんじゃないだろうかと。公園関係、それから、保育園も必要でなけりゃ、十分あればいいですけど、なければそこに補充するとか、そういう工夫をしていただきたいということを言いたかったわけであります。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（秦 克之君） 遊具の関係でございますけども、遊具につきましては、保育所を設置したときに配置をしております。

朝田保育所につきましては、昭和54年に朝田保育所のほうが建設されましたときに遊具をやっているわけでございます。

保育所の備品でございますけども、塗装については定期的に行っておりますけども、老朽化しているものもございまして。それと、移設をしたらどうかということでございましてけども、移設が大分お金がかかるようになっております。若宮児童遊園のブランコが危険だということで今年度撤去をいたしましたけれども、撤去をするのに9万円ほどかかっております。

これは、廃棄処分を目的に撤去するわけですので、そこの現場できれいに持っていくということであれば、そこで分解をして、ブランコの下の方に基礎工事とかが入っておりますので、そこまでやらなければなりませんので、費用のほうが大分かかるということになります。

私は学校教育課におりましたので、田籠の山村交流センターの遊具も平成24年度台風等の関係もございまして撤去しましたけども、そのときにも遊具の撤去で二十数万円ほどかかっているという状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 極めてマイナス思考で答弁をいただきました。

まず、新しくするとしたら製作費がいるんです。それを活用しようじゃないか。新しくつくる場合は据えつけ費用も要ります。それは移設しようと相殺できますけど、制作費用がまるまる浮くでしょうと。塗装なんかは自分たちでできるんです。それから、球技なんかもできます。そして、老人会なんかでもやりましょうというところもあるわけです。

だから、そういう必要なところを聞いていただいて、そして、必要ですというときは、もちろん移設費用は要ります。しかし、制作費用はその分もうかるわけだから、それでやりなさいということ提案しているわけでございます。

全てプラス思考でお願いしたいと。もう1回答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（秦 克之君） 千足保育所につきましては、エフコープさんのほうが放課後デイサービスをやりたいということで、使わない遊具等も通ってこられる児童のために残せるものはこちらのほうに残してくださいというお話がありましたので、そういうことになっております。

ですから、今後は保育所のほうがどういうふうな使い方になるかわかりませんが、妹川保育所にすれば地元のほうからもそういう要望があっているということであれば、そういう活用の方法によっては、そのまま遊具を残していった管理をしていただくということとしますし、まだほかの保育所につきましても、朝田保育所につきましても公募型のプロポーザルで売却を行うということで、どういう業種の方が希望するのかわかっておりませんので、そういうものが上がったときに、また協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 公園についても、市長、遊具を利用したいということであれば三春工業団地あたりにぜひつけてくださいちゅう要望ができれば、また検討していただけるという答

弁でよろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 有効に活用できるものであれば、それは前向きに考えなくてはいけないと、こう思っています。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 最後にスピードアップしていきます。最後の平川新氏のふるさと大使について質問いたします。

私が歴史学者である田籠出身の平川新東北大学名誉教授の名前を知ったのは、平成26年12月31日のラジオ放送で聞いたわけでございます。私は常日ごろより、企業誘致とかうきは市の発展、活性化、イメージ向上に御支援いただけるよううきは市の著名人を念頭に探し求めておって、さっそく車をとめてメモしたわけです。そして、年が明けまして調べたところ、近代歴史学では日本的に有名な著名人であることが判明しました。田籠出身の方であります。

そういうことで、現在、宮城学院女子大学学長、東北大学名誉教授、いろんな役職をしておりますこの方を、ぜひふるさと大使に委嘱して、うきは市の積極的なPRのみならず、歴史と文化の香る町のイメージ向上や歴史文化継承への取り組みに関する意見や提言をいただくことを提案しておりましたけれども、進捗状況を伺いたい。

8月20日に講演に来られまして、市長は直接会われたというふうに思っておりますので、そのときの感じとか、その点を1回目、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 平川新氏のふるさと大使任命について、大使への任命に関する進捗状況について御質問をいただきました。

議員からは昨年の9月議会で宮城学院女子大学学長である平川新氏をうきは市ふるさと大使に任命したらどうかとの御提案をいただいております。

市では、現在、うきは市に御縁のある6名の方にうきは市ふるさと大使として委嘱を行い、うきは市の魅力を積極的にPRいただき、観光やまちづくりに関する御意見もいただいているところであります。

議員御推薦の姫治出身の平川新氏ですが、前回は御紹介しましたように、現在、仙台市にお住まいの学者で、専門は江戸時代史、災害関係も造詣が深いと聞き及んでおります。全国的にも有名な先生で、学者になるまでの経歴が大変ユニークな方です。

先月でありましたが、8月20日に開催した子育てと教育を進める集いで、「人生どうなるかわからない～浮羽生まれの少年の歩み～」と題して御講演をいただきました。好評のうちに終了したところでありますが、その際にお会いしまして、ふるさと大使の就任のお願い、そういうお

話をさせていただいたところであります。

即答はいただけませんでしたでしたが、先生の豊富な経験によるまちづくりに関するいろいろな御意見をいただきたいと考えておりますので、機会をみまして、また改めてお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ぜひ、委嘱に向けて具体的な取り組みを早急に進めていただきたい。

それから、私、申し上げたいのは、この先生は全てが恵まれたがり勉型の成功者ではないということが、私は非常に魅力があるんで、自分の力で将来を見定め、自分が判断し、根気よく努力を積み重ねて、苦学したたまものであると。ぜひ、私、ゲストティーチャーとして中学校生徒全員にあの話を聞かせていただきたい。機会を持っていただくことを希望します。

一度や二度の失敗や多少の遅れを経験しても諦めることなく不撓不屈の信念を持って努力すれば報われるというようなことを話していただいたようでございます。

実際に経験された事例に基づく生の教材の講演で、道徳的、教育的にも大変価値があるというふうに思っておりますのでお願いしたいということと、もう一つは、まさに先生が国語教育、アクティブラーニングを地でいったような方だったというふうに思っておりますので、国語教育、国語力の必要性、これもさきの議会で訴えましたけれども、前向きに捉えるという教育長の答弁をいただいておりますので、そこら辺の進捗状況なり、その2つについて、時間はあと2分ででございますけれども答弁をいただきたいと。どちらでも結構です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、市が抱えている大きな課題の1つに、うきは市教育大綱の具現化というのがあります。昨日も議論させていただいたんですが、その中の4つの柱の中の1つに、特色ある教育の取り組みの中で、とにかく各界で活躍しているうきは市出身者の特別事業というのを盛り込んでおります。

そういう面でいきますと、議員御指摘のように経歴がユニークでありますし、若い世代に特に聞かせたいような、そういう経歴の持ち主でもありますんで、そこら辺については、ふるさと大使とあわせて、また検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 最後に、ぜひ国語力、論文を書く力、これがないとやっぱり大学教授になれませんので、大学教授が目標じゃございませんけども、国語力が非常に大切だということを教育大綱にも、ぜひ教育長、盛り込まれていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分より再開します。

午前10時50分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、6番、上野恭子議員の発言を許可します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 6番、上野恭子です。許可をいただきましたので質問いたします。

今回は4つの質問をいたします。1つ目が高齢者介護について、2つ目が地域防災について、3つ目、18歳選挙権投票率向上の対策について、4つ目、2回目の質問の御当地ナンバーについてでございます。

それでは、まず1番、高齢者介護についてでございます。

市長はいつも、支え合いのまちづくり、最後まで住みなれたところで暮らすまちづくりと言われております。昨日の議会の中でも、地域包括ケアシステムの充実を進めていくと言われておりました。地域包括とは、医療、介護、福祉、それから民生委員、保健課、薬剤師会、それから社会福祉協議会を総まとめにして言うものと把握しておりますが、充実をしていくということがあります。

私が今回、この質問をするに至っては、高齢者の方がそれぞれ老後の不安を訴えるわけがございます。子供たちは同居していない。自分だけ田舎に残っている。安く入れる介護施設はないのか。こういうことが、日々、私の耳に入ってきます。国民年金でも入れる建物をお願いしたいと、そういうこともしっかりと言われております。建物を建てればいいというものでもなく、それにしても財政もありますので、なかなか不可能な点もございます。こういうことで、この質問に至ったわけです。

政府は、成長戦略でAI（人工知能）ロボットを活用し、介護職員不足に対応するというのも言っております。在宅介護においては、全国的に親子心中、また自殺、4人に1人が介護者を殺したくなるとも言われておる現実です。すなわち、在宅介護には、家族に大きな負担がのしかかっているということです。

そのような中、市での将来に向けての方向性はどのように考えているかお尋ねをいたします。

また、2つ目には、国の推進しています在宅介護に向けて必要な具体的対策は進められているのかを問います。

医療入院は、3カ月を過ぎると点数が低くなり、お医者さんのほうから早く帰されるわけですね。また、25年から27年にかけて在宅医療というのがとられておりました。それから、26年の1月から在宅医療連携拠点整備事業というのが始まっております。これは、県よりの補助があつておりますけど、29年には消えるということではありますが、その後はどうなるだろうかと思っております。年間の死亡が125万人のうち、孤独死が3万人いるとも聞いております。100人に1人が孤独死というようなことにもなっております。

このような中、国の推進するこの対策に対して、介護施設も限られておりますし、在宅介護については、本人が家が一番よいという希望者も多いわけですね。家族に負担のかからないような在宅介護ができるものか、市の動きを質問いたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 高齢者介護について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、高齢者介護に対する市の方向性についての御質問であります。高齢者介護につきましては、議員おっしゃるとおり、今後の大きな課題であると認識しており、市としましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現してまいります。

そのうち、医療と介護の連携につきましては、現在、浮羽医師会と連携して推進しているところでございます。具体的には、2つ目の御質問である在宅介護に向けた具体的対策の中で御説明をいたします。

また、介護サービスにつきましては、地域ニーズに応じた在宅サービスや施設のバランスがとれた基盤整備を行うことが必要であり、国や県の補助制度の活用などを通じて対応していくことといたしております。

さらに、介護人材の育成につきましては、基本的には県が主体となって、地域医療介護総合確保基金を活用して必要な事業を支援しております。その中で、昨年度末には、福岡県介護福祉士会が基金からの支援を受けて実施した訪問介護型の生活支援サービス従事者養成研修事業に、うきは市として手を挙げ、受講生の募集や会場の確保などを行いました。その結果、20名の方々が修了されましたので、この修了者を活用したさらなる事業展開が図られるよう検討しているところでございます。

今後も、介護人材の育成事業について、関係団体より話があつた場合は、市としても積極的に参加してまいりたいと考えております。

次に、介護予防の観点からは、現在、行政主導でロコモ予防教室や脳の健康教室、げんき塾を

開催し、対応を図っているところでございます。

一方、市内の一部の地域では、住民主体の通いの場を開催しておりますが、今後は、これが市内の全域に広がっていくよう、市としても支援をまいります。

次に、住まいにつきましては、高齢者の介護に直結するものではございませんが、高齢者の住まいに関する支援のために、国の補助事業である低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を平成27年度からの3カ年事業として実施し、住まいに関する相談対応を行うとともに、集いの場も提供しているところでございます。これにつきましては、平成30年度以降も継続できるような仕組みづくりが今後の課題となります。

最後に、家事援助や外出支援といった生活支援サービスの体制整備に向けては、多様な主体の参画を求めるとともに、主体間の連携・協働による資源開発や生活支援サービスの提供等を推進していくために、関係者との協議の場を設けて取り組んでいくこととしております。

2点目が、在宅介護に向けての具体的対応についての御質問であります。在宅介護を推進していく上では、医療との連携についてもセットで考えていく必要があります。在宅医療と介護の連携推進については、介護保険法の地域支援事業として位置づけられております。

現在、国が提示する在宅医療と介護の連携推進事業として取り組むべき事業は8つあり、市町村が主体となって地区医師会等と連携しつつ取り組み、平成30年4月には全ての市町村で実施することとされております。

具体的には、1つが、地域の医療・介護の資源の把握、2つ目に、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、3つ目に、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、4つ目に、医療・介護関係者の情報共有の支援、5つ目に、在宅医療・介護連携に関する相談支援、6つ目に医療・介護関係者の研修、7つ目に、地域住民への普及啓発、8つ目に、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携でございます。

それぞれの取り組み状況ではありますが、まず、1つ目の地域の医療・介護資源の把握につきましては、本年4月に市と浮羽医師会が連携して、在宅生活を送る上で必要な各種制度やサービス内容を整理した在宅生活を続けるためのガイドブックを作成しております。

次に、2つ目の在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討につきましては、平成28年度より、浮羽医師会が中心となり在宅医療拠点整備事業協議会を設置し、その下に介護事業部会や在宅医療を考える医師の会など5つの部会を設けて、課題の抽出や対応策を検討しているところでございます。

次に、3つ目の切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進。

次に、4つ目の医療・介護関係者の情報共有の支援につきましては、福岡県医師会が事業主体として実施している福岡県医師会診療情報ネットワークを浮羽医師会管内でも活用すべく、平成

28年度より定期的に勉強会や研修会が開催されているところであります。

次に、5つ目の在宅医療・介護連携に関する相談支援につきましては、医療から介護への連携を支援していくために、平成27年度より、浮羽医師会が相談窓口を設置して対応しているところであります。

次に、6つ目の医療・介護関係者の研修につきましては、医療関係職種及び介護職を対象とした多職種研修会を浮羽医師会において定期的に開催をしております。

次に、7つ目の地域住民への普及啓発につきましては、浮羽医師会において講演会を開催するなど、普及啓発を図っているところでございます。

最後に、8つ目の在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携につきましては、今後、管轄の北筑後保健福祉環境事務所も交えた検討が必要と考えております。

なお、これらの事業につきましては、現在、福岡県の補助事業として、浮羽医師会が事業主体となり実施されておりますが、いずれも市の保健課が協議等に参加し、市と浮羽医師会とが一体となり事業を進めているところでございます。

今後につきましては、市としましても、事業継続のための財源負担が生じてくることが考えられますが、浮羽医師会や介護事業所などとも連携を継続し、在宅医療と介護の連携を推進してまいります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） お答えをいただきました。市の方針としては、在宅介護ということと聞き及びましたが、在宅介護でないと不可能であろうということは私も思っております。これにつけては、在宅介護をするに当たっては、介護をする人、それから介護をされる側、こういう対対のことに非常に見るということは、いつまで見るかわからない高齢者を見ていくわけですから、非常にきついものがあると思いますが、私は、この2番目の在宅介護について、24時間巡回型訪問介護のサポーター体制を十二分に充実させていただきたいという思いがあります。24時間定期型といいますと、夜も昼もということになりますけれども、非常に負担が大きいわけですね、見る側の。これを早急に当たっていただきたい。

24時間ですから、結局見にくる側も夜もということになりますから、できにくいのはあるかもわかりませんが、これが充実しないと本当に不可能ではなかろうかという思いがあります。きょうはこのために質問したというようなことになりましたが、この24時間体制をぜひぜひお願いしたいということです。

関係者の方にお尋ねしましたら、そういう頭はありますけれども、今のところはゼロ件であるというようなことを聞き及んでおります。高齢者の方は、施設に入れば何でも済むという頭であります。その前に、地元のげんき塾、寄り合い、それからサロン事業、そういうのに来て、足を

運んで、寝つかないように頭も活性化して、いよいよ最後のときにお世話になるようなことを考えないと今からはだめなのよというようなことはいつも申し上げますけれども、家を処分してでも入りたいとか、空き家問題は高齢者問題と並行してるのかなと、私、近ごろ感じておりますが、もう本当にそういう不安だけであります。

それで、いろんなところでサロン事業もあっておりますし、寄り合い等もあっておりますが、最後にはそういう方向に向けていかななくてはならない。

それで、幾らか携わってる方は、医師会のケアマネジャー、ああいう方に相談すれば、いろんな手順は組んでくださいます、本当にわかってらっしゃらない方が多い、そういうことであります。

それで、大きな総合病院にかかればいいという頭があられますけれども、私は地元の個人病院にかかって、そして治療に行けなくなったら訪問で医療を受ける。それは、入院よりか多分安くつくと思うんですね。医療費削減になると思います。それで、個人の病院にかかって、そして悪いときには来ていただいて診ていただく。先生も病院で診るよりかは、来ていただくのは点数が高いと思いますけれども、本人が入院されるよりかは安くつくと思います。

そして、入院といっても、ベッド数もあいてないと思いますので、そういうことを推進しながら、細かく不安を取り除くことをやっていかなくちゃいけないのではなからうかと思えます。

お年寄りが数人、二、三人でもおられるところに行くと、この訴えがすぐあります。それで、手元に子供さんがいらっしやらないということも十二分にあると思います。せんだっては、東京のほうから息子さんが帰っておいでになりまして、新しくできた元自動車学校のところの介護施設を見に行きたいと言われますから行きましたけど、そういうところに入るのは、厚生年金があるから大丈夫ですと言われますけれども、行ってみると、そこに十何万かかり、また、お医者さんにかかれば医療費がかさむ、食事代があるということで、何年もといたら不安で入れないと、そういうことを言われておりました。

安くつくところといえば特別養護老人ホーム、ここいらでいえば水月、えびね荘と思いますが、ここあたりが七、八万ということです。それから、グループホームなんかは13万から14万かかりますし、食事は別だと思えます。こういうことで、本当に長い期間入れば経済的負担も多いと思えます。

私に言われるお年寄りの方は、5万ぐらいで入れるところをつくってほしい。もうどうにもなりませんというようなことを訴えますが、とても不可能ではなからうかと思えます。

そういうことで、いろんな不安を持っていますので、いっぱい市も動いていただいて、今後に備えて、医療費もかかりますので、対策はとっておられると思えますけれども、そういうことを少しずつお伝えする場、そういうものを設けていただいて、そして在宅で見るといえば、24時

間の巡回型、特にそれをお願いしたいと思います。そういうものを思っておりますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりであります。先ほども答弁させていただいたんですが、2025年問題、あともう9年しかないんですが、団塊の世代の皆さんが全ての方が75歳以上、後期高齢者になる。そうしますと、今ある医療機関、介護施設等では、とてもじゃないけど受け入れができないというせっぱ詰まった事情がある中で、先ほどから何度も申し上げてますように、住みなれた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるような地域包括ケアシステムの構築、これが平成29年度まで求められておりまして、これをどう構築するかというのは大きな、これはまちづくりにもつながる大きな課題だと認識しております。

そこで重要になるのが、NPOであったり、ボランティアであったり、地域のコミュニティー、多様な主体の参加が求められるし、その参加なしには、この地域包括ケアシステムというのは実現できないと、このように思っていますので、そういう面でいきますと、しっかり市民の皆様、そういう実態であったり、今後の方向性について、しっかり説明していくことというのは非常に重要なことだと思っています。

そういう中で、24時間介護といいますか、24時間の在宅医療、あるいは介護の体制のあり方についても、しっかり全体の中で構築していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。先ほどから出ております在宅医療拠点整備事業というのは、県の補助が29年までであるとお聞きしておりますが、その後はこれはどんなになるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 在宅医療の拠点整備事業でございますけれども、27年度から29年度までの事業ということで、県の補助金を受けて医師会のほうが実施しております。

ただ、それまで、27年度、去年まで行っておりました在宅医療の推進事業につきましては、当初27年度で補助を打ち切るとのことだったんですけれども、今年度も継続して県のほうからおりてきておりますので、もしかすると在宅医療の拠点整備事業のほうも30年度以降も、もしかすると県のほうで措置される可能性もございます。もしなければ、必要な経費については市

のほうで財源負担をしないといけないかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。ぜひ県のほうにも市のほうから希望を言っていていただいて、高齢者問題、今からの大変な問題でありますし、市の抱える財政もお金が限られておりますので、ぜひ高齢者の方が安心して住んでいけるように配慮をお願いしたいと思えます。

そして、先ほど申しましたように、なるべく医療費がかさまないように、ぐあいが悪ければ呼んで治療を、診ていただくとか、そういうことも少しずつでも医療費は違うと思えますので、そういうことも推進しながら、高齢者の方に、行政だけでわかっているのじゃなくて、心配をたくさん抱えてありますので、折に折に伝えていただきたいと思っております。

地元では、げんき塾、寄り合いとか、いろいろあっておりますので、そういう集まってる場所でお伝えしていくことも可能だと思えますので、耳に入れてあげるということも重要かと思えますので、今後ともどうぞよろしく願いしておきます。

最後の答弁をいただいて、次に移りたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件は、本当に大きな課題でありますので、しっかり地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと、このよう思っています。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それと、24時間の巡回型もぜひぜひよろしくお願いをしておきます。

それから、次に移ります。2番、地域防災についての質問であります。

9月1日が防災の日でありました。防災の日には熊本で地震が起き、うきはのほうも、久留米、うきはも震度3ぐらいで揺れた次第でございます。また、北日本では台風10号で非常な災害で、本当にここ最近では災害と闘いながら生きているというような状況でございます。

市の総合防災マップ、この立派なものできております。市外の市町村には負けないぐらいの立派な防災マップだと思っておりますが、うきは市の広報にいつも、これは定期的であるかもわかりませんが、出前講座が載っております。AからGまで、1から49までありますが、この出前講座に市防災、防犯の14、15、16のところ、地域防災体制についてを加えてみてはどうかと思えます。多分市のほうでも自治会等に防災についての説明会はいかがですかというお声かけはしてるだろうとは思いますが、私は千年のほうですけど、まだ1度も聞いたことがございません。

出前講座に出ておれば、一般市民のほうから自治会のほうに、こういうものを見ましたからぜ

ひお願いしますということも言えるわけですので、ぜひ載せていただきたいと思うわけです。

また、そのときには、災害支援を行った職員の方のお話とか、それから市民からの質問とか、いろんなことも受けていただいて、防災の認識を深くしていくということも大切ではなかろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、2つ目です。他県では、広島、川崎、埼玉県などでは、災害時教育として子供防災クラブを設置しているところがあると聞き及んでいます。うきは市ではどうかということです。他県であられてる子供防災クラブは、各校区ごとにやられてるんじゃないかなと思います。10歳から15歳の間と記されておりますが、防火・防災に対する知識や行動を学んでいるようです。

消防防災といえば、火を消すばかりじゃない。子供たちは火を消すばかりが仕事と思ってる子が多いと思いますが、災害時の技術の取得、それから火災発生時の消火はもとより、救命救助、それから警戒活動、それから避難誘導、それから防御活動、それから住民の生命を守る、また救急車、それから救急救命士、非常に活躍されております。こういうものがあるということも子供たちに伝えていくべきではなかろうかと思います。

大人になって、消防に入ってくれんね、入ってくれんねと言うばかりじゃなく、子供のときからの意識づけ、消防防災についての理解にもつながるような大切な教育だと思いますので、いかがでしょうか。

この中には、市民大学講座の子供未来学部があります。この間、子供議会を拝聴させていただきましたけど、私も子供議会は進めたいという思いで最初議員になりましたので、とてもうれしく聞かせていただきました。この4番目に、子供防災クラブを入れていただくわけにはいかないかなと思って質問です。

この対象が4年生ですので、4年生は毎年変わっていきますから、毎年毎年、消防防災についての知識のある子が育っていくわけです。それで、自分たちの地域は自分たちで守ろうという意識も芽生えてくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 地域防災について2つの御質問をいただきました。

1点目が、まちづくり出前講座に地域防災体制に係る講座を追加することについての御質問ですが、現在、出前講座で防災関係の話を行っているのは、「消防団の活動について」、そして「あなたの災害予防は大丈夫ですか」、そして「とっさのとき消火器を使えますか」、さらに「応急手当できますか」の4講座であります。

その中で、「あなたの災害予防は大丈夫ですか」「とっさのとき消火器を使えますか」の講座

では防災の話を行っております。

また、市民の皆様には防災意識を高めていただくために、市のほうから区長さんや自治協議会に防災講習会の開催をお願いしているところであります。この防災講習会は、今年度、14の行政区で開催しており、その他の団体を含めると25回、約1,000名を対象に開催しているところであります。

出前講座の中の「あなたの災害予防は大丈夫ですか」の講座では、防災講習会の内容を担保する形になっておりますので、出前講座の中に改めて地域防災にかかわる講座を追加する必要性はないと考えております。

ただし、地域の状況により必要とされる情報も異なってくると考えられますので、講座の内容につきましては、各地区の要望を受け、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

2点目が子供消防クラブの設置についての御質問であります。全国的に消防クラブとしては、小学生を対象とした少年消防クラブと保育所、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブがあります。

この消防クラブは、消防署が育成しており、うきは市にも保育所、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブが消防署の指導で組織されているところであります。幼年消防クラブの目標は、火遊びをしない明るい子供を育成することであり、現在、市内10カ所全ての保育所、幼稚園等で組織されており、クラブ員数は722名であります。

活動内容は、防火図画コンクールや予防期間中のはっぴ通園、小学校で行われる消火実験会の見学等を行っております。

議員御質問の子供消防クラブは、少年消防クラブのことと察して回答を申し上げますが、少年消防クラブは現在設置されていませんし、消防署も幼年消防クラブの指導をより充実させることに重点を置き、少年消防クラブの設置は計画されておられません。

うきは市といたしましても、消防署のこのような活動に協力するとし、現在のところ、市として少年消防クラブを組織することは考えておりません。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） いろんところで防災の講習をやっているということでございますが、この防災マップ、これですね。非常によくできてるんですね。それで、私もこれをいただいたときに、専門的に書いておりますので、自分の地域はどこにどうあってどうなのかというのがよく説明いただきたいという思いがありました。ましてや、私たち60代でそうですから、高齢者の方には見えないというのもあると思いますので、これにのっとった説明を1度は、これだけの立派なものできておりますので、やっていただきたいという思いがあります。

それで、出前講座にも防災についていろいろありますけれども、まずは皆さん、これを持っていらっしゃいますので、1度はこれを自治協議会の11区に説明をしていただきたいという思い

があります。これが生かされるようにですね。これよくできてますけど、こういうとこわかりませんが、配布だけじゃなくて説明をお願いしたいというのがあります。そういうので、きょうは言わせていただきました。

それと、自治協議会だけの役員さんへのお声かけだけでしたら、自治の市民の方というのは、その方任せになりますので、これを手にした方が、もらったけど、ようわからんねという方もあられると思いますので、こういうのののつとった出前講座というのを書くのも必要かなということも思ったわけです。

何せ災害というのは、自分にはかからないということが一番の危機であります。こんなのいただいても、うちあたりには何も関係ないと思ってる方もいらっしゃると思います。それが一番危ないわけですね。災害があったときに、自分は何をもって生き延びていくのかとか、他人事と思うということが一番危ない。

そして、避難所には大体何がありますというのもお知らせしておく必要がある。そうすると、避難所というのは、災害があれば1カ所にもできますけど、公助の手は限られておりますので、行き渡らないんですよ。だから、自分たちで守っていかなくてはいけないんですよということも伝えておかなければいけないと思います。

ややもすれば、役所があるから、あの人たちがどうかしてくれるだろうという思いの人がたくさんいらっしゃいます。そやけど、役所のこの人数の方で、みんなを守るはずがないんですね。だから、手は回りませんというようなことを言うべきです。もう何でもかんでも公助任せで命が守られると思ってる方もたくさんいらっしゃいます。だから、そこがまた危機になるわけですね。

だから、そういうのをきちっと、こういうのの説明のときに言っておいていただく。市長がいらっしゃるから大丈夫だとか、あの方たちがいらっしゃるから大丈夫だとか、おんぶにだっこのことを考えております。そこら辺が非常に危機感を持ちますので、今回質問いたしました。そういうところを踏まえてお願いしたいと思います。

まず、避難所には何があるかもよくわかっておりませんし、医療の救護者の把握なんかはとてとてもじゃない。100%わかっとしても、その時が来たら、そこに20%、30%生かせるかどうかです。自主避難、家で避難しとっても、そこまで手が届かないというのが現実だろうと思います。

災害が非常に多くなりましたので、本当に人ごとではないなという思いがありますので、ぜひよかったら、出前講座に出されなければ、こういう1回配布したこのマップに沿って、地域できちっとした説明をしていただくというのも大変重要ではなかろうかと思っておりますし、これだけお金をかけて立派なものできておりますので、それは大事なことではなかろうかと思っております。

この中に、来られた方が大切なところはチェックしてみたり、自分はこう逃げるんだというような印も書く方もいらっしゃると思います。そこで救われていく方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、今若い人がいらっしゃる家庭がたくさんですので、念には念を入れておく必要があるのではなかろうかと思っております。

この間、安倍総理大臣もテレビ等ではおっしゃっていましたが、南海トラフがやってくるかもわからないから、総合防災の訓練をやっていきますとか、九州においては福岡の警固断層、活断層、うきは市もおっしゃっていましたが、うきは、久留米の水縄断層、活断層、朝倉の西山断層がありますから、公共施設の見直しをというようなこともされておりました。

だから、人ごとではないんですね。ぜひそこら辺をお願いして、もう一度、力強い御意見をいただいて、次に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先週、台風10号で岩手県、北海道に甚大な被害が発生しました。それと同じような形で、昨年、鬼怒川において堤防が決壊して、避難のおくれも加わり、多数の孤立者が発生したと。今回の台風10号でも多くの方が孤立をしております。

こういう課題に対応するために、国のほうでありますけれども、河川管理者等のもとより、地方公共団体、地域社会、住民、企業等が、その意識、水害は施設整備によって発生を防止するものという観点から、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものと意識を変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える水防災意識社会を再構築するという取り組み方針が、それぞれの直轄の河川の区域ごとに策定が進められているところであります。

うきは市が抱えてます筑後川の中下流域については、先月、8月16日にこの取り組み方針が策定され、5年間の経過の中で、まさに市民の皆さんを巻き込むことが重要な課題になっております。

議員がおっしゃるように、そういう中で、うきは市総合防災マップを配布するだけではなくて、これに基づいて、しっかり市民の皆様に意識改革を促すような、そういう説明を加えてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ぜひよろしく申し上げます。

それでは、4番目、これは再質問になります。1度、市長からお断りを受けた質問ですが、もう一度質問してみようかと思って——3番があったですかね。済みません。3番があったですね。

3番、18歳選挙権投票率向上の対策について、これ急がんといけませんね。

将来を担う若者の政治参加は非常に大切だと思います。政治に無関心は、政治に無関係ではいら

れなくなる。これが実際でございます。先週の市長選挙では、昨日からありましたように、投票率が全体で56.10、18歳が38.38%となっておりますが、選挙については、地元に住民票がある方が選挙投票用紙が来るわけですね。

大学生は、保険証等の関係もありますから、住民票の異動というのは不可能だと思いますが、親の配下の生活です。ところが、新社会人のひとり暮らし等の方も住民票を異動していらっしゃる方がたくさんおられると思いますが、この住民票に関して、市ではどのような指導をされているかを一つ聞きたいと思います。

それから、今までが、本人とか、家庭に任せていたものなのか。市からの、行政からの指導があったのかどうか。18歳選挙権には、大学、新社会人の住民票異動が大きな課題と思いますが、行政として、投票をしやすいするための対応策は考えていくのかという質問ですが、まず、今の住民票異動の件と、このことの1回目の質問を終わります。

それから、2つ目には、18歳選挙の投票場へ促すための対策はどうか。昨日にちょっとはお聞きしましたが、答弁をお願いします。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの18歳選挙権投票率向上対策について、2つの御質問をいただきました。

まず、住民票異動に係る投票率向上対策についての御質問であります。議員がおっしゃるとおり、大学生など親元を離れてる人が現住所に住民票を異動してない問題がございます。市の選挙人名簿に登録されてる人で、市外の市区町村に滞在している人については、不在者投票制度がございます。議員も御承知かと思われそうですが、不在者投票の手続について少し御説明をさせていただきます。

初めに、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に直接または郵便等で投票用紙などの必要な書類を請求していただきます。名簿登録地の選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されているか確認がとれましたら、現在の住所に投票用紙などを郵送いたします。交付された投票用紙などを持参して、居住する市区町村の選挙管理委員会に出向きまして投票を行えることとなっております。

この制度につきましては、公職選挙法施行令第50条で定められているところであり、市の判断でこの事務の簡素化等はできない状況となっております。

なお、住民票の異動に係る投票につきましては、大きな問題として、全国的にも課題となっている状況があります。この問題に関しましては、今後、国や県の指導を仰ぎながら進めていくことが必要と考えているところでございます。

選挙管理委員会によりますと、現在、住民票の異動届が出されていない方への対応としまして

は、選挙が行われるたびにホームページで制度の説明と請求書を掲載しております。今後は、市広報紙にも制度の説明を掲載し、周知に努めたいと考えているところでございます。

2つ目の投票を促すための対策についての御質問であります。現在、投票率の低下は全国的に深刻な問題となっているのが実態であります。昨日の佐藤議員への答弁と重複するところもございりますが、要点につきましては再度説明をさせていただきます。

選挙管理委員会によりますと、投票率の向上につきましては、当然ながら、現在行っております広報活動等は継続をしていくとのことでございます。

また、特に18歳選挙権の周知につきましては、広報うきは、防災行政無線や広報車で巡回、浮羽究真館高等学校等に対する選挙に関する出前講座、模擬投票等は今後も継続し、あわせて市のホームページにつきましても、これまで以上に情報発信を高めていく予定であるとのことでございます。

新しい取り組みとして、投票立会人を18歳、19歳の方に依頼することで、本人及び同世代の方の政治参加意識の向上を図ることができないか、現在、検討を進めていると伺っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 住民票がなければ投票権の用紙は来ないということですね。それで、市としては、こういう声かけ、大学生は無理にしても、社会人になったら住民票を異動してくださいというような指導というものは全然されてないわけですか。そういうのもされるべきかなとは思いますが、そういうのをすれば、人口減少にもつながるのかなとか思ったりして、私もいろいろ考えるんですが、国の交付金等にも影響があるのかなとは思いますが、従来、住んでる所に住民票を移すというようなことが大事ではなかろうかと思っております。

今、選挙の用紙のことを市長が言われましたが、こういう不在者投票請求・宣誓書という用紙があるんですね。これは、パソコンでダウンロードして、これをうきは市に書いて送る。そしたら、うきは市から投票用紙が本人へ送ってきて、それを地元の市町村で投票をして、地元の市町村の投票箱に入れたら、市町村がうきは市に送るというような手順でこの投票ができるわけです。

ところが、このことを知ってる方が何人いらっしゃるだろうかというような思いがありますが、こういうことの周知なんかはきちっと行政やられてるんでしょうかね。私が聞いた範囲では知らない人が多くて、だから、選挙権をいただいても、こういうのを知らないから選挙に行くくせがついていない。だから、選挙に無関心。そういうのが生まれてきているような感じがするんですね。

それで、こういう宣誓書、自分でダウンロードせんといかんですね、パソコンで。まず親も、御両親も知らない人が多いと思います。このことを解決していかないと、システム自体は国のほうで決まっていますから変えるわけにいかないと思います。簡素化に。それけど、こういう用紙

があるということ、多分聞いても知らない人は多いと思いますので、このことの徹底をまずやっていただきたい。そうしないと投票率上がりません。選挙に遠のくばかり。もう最初からくせがついてないなら、もう幾つになってもしませんのでですね。無関心で、自分の生活に関係あるけれども無関心である、そういうふうになるわけです。そのことをぜひお願いしたいと思います。

調べましたところ、100人仮に住民票を置いたまま出てる方がいらっしやるとして、これで投票した方が10人程度いらっしやったということは聞いております。でも、もうそれくらいで、あとはほとんどもうナシのつぶてだそうです。どうしていいかわからないんだろうと思います。この問題点を行政のほうで取り上げていただいて、しっかりと周知をしていただきたい、そう思うわけです。あっちにやりこっちにやりせんといけませんけれども、それはもう仕方がないことであります。今後の課題として、ぜひよろしく願いしておきます。

18歳の選挙権の法改正に従って若者の意識向上を上げるために、市長は究真館やらに出向いていただくわけですね。そして、出向いても、出た先でこういうのをしないで無投票になるちゅうことは、本当に遺憾なことであります。主権者教育もし、市民にわかりやすくしていくということ。それから、投票の手順を踏まえていくのは必要なことではなかろうかと思っております。選挙権を得たときから選挙に参加するということが非常に大事なことでなかろうかと思っております。

それと、2番については、投票場の立会人を18歳選挙の人をお願いするという、いいアイデアだと思っております。年老いた大人が見張っておくよりかは、それが一番スムーズに行くことだと思いますが、ひとつ生徒会からの呼びかけ、こういうのも有効ではなかろうかと思っております。そして、自分たちの選挙だからということで、自分たちが盛り上げていくようなふうに向けていく、そういうのが大事ではなかろうかと思っております。

そして、市長が究真館高校に選挙の大切さをお伝えしに行くということでありました。うきは市からは、浮羽工業とか、藤蔭とか、朝倉高校等にもたくさんの子供が行っておりますので、これは全国的な法改正でありますから、地元の高校の行政と連携をして、そういうところにも選挙の大切さの呼びかけをしていくということもぜひお願いしたいと思っております。

そしてまた、区や国におきましても、新しい選挙権を得た人に対してきちっと周知をする、そういうことも大事ではなかろうかと思っております。せつかくの法改正でありますので、生かされなければ何もならないと思っておりますし、今からを担っていく子供たちの意見というのは非常に大事なものであると思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 基本的に住民票は転居先に移すのが原則だと、このように認識をしております。そういう中で、結構住民票を置いたまま東京の大学等に行かれてる現実があることも承

知しております。そういうのが数字的に住民基本台帳にあらわれます。片や、5年に1回の国勢調査においては、そういう人は全部外されます。したがって、交付税算入の話は、あくまでも国勢調査ベースですから、住民基本台帳ベースにはなりませんので、そこら辺のところについては御理解をいただきたいなと、こう思います。

そこで、投票に関しましては、選挙管理委員会専決事項でありますので、私のほうから軽々に話を申し上げることはできないと思うんですけども、そういう実態に合わせて、ぜひとも不在者投票というのは、若者が投票したいという意思、この意思を最優先するというで、うきは市も含めて多くの選挙管理委員会がそれを容認してるし、片や、過去の判決事例なんかもあって、厳格に転居先で住民票を移すべきだというふうにかたくなに、厳格に対応されてる選挙管理委員会もある。そのところは、所管をする総務省もどちらが正しいかわからないというか、大きな道筋を立てておりません。

今後、これは大きな課題でもありますので、また、いずれにしましても、18歳選挙権スタートしたわけですから、またいろいろ議員御指摘のように大きな課題になる公算もあります。そこはしっかり注視しながら、我々もやっていくべきだと思うし、また適切に、うきは市の選挙管理委員会が判断されるものと、このように承知しております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 今の件の最後ですけど、この不在者投票請求・宣誓書というものがあるということの周知は十二分によろしくお願ひしたいと思います。そこをお伝えして次に移ります。

御当地ナンバーについて、27年の3月に質問しましたが、地域振興や観光振興、そういうものに貢献するという思いから質問させていただきました。

前回は、費用対効果も余り望めないというようなことでしたが、このナンバープレートのデザインにつきましては、必ず事業をすれば費用対効果が起こることのアイデアを出しながらするというのが求められると思います。

それで、このナンバープレートのデザインに対しましては、市長が日ごろからよく言われますテロワール、土地フードブランドを必ず入れて市民への公募をする、こういうことがとても大事だと思っております。

先日、コスモスに若いお嬢さんがバイクで来まして、ちょっととめられました。ピンクのかわいらしいナンバープレートがついておりましたが、非常に目立たないように目立つわけですね。ああ、これいいな、効果があるなと自分ながらに思いましたが。今回、また北九州のほうでも10月10日から17区で導入、糸島でも4月に導入、筑後市も市制60年の記念にやっていくというようなことで、いずれも費用対効果を狙っているということでもあります。

ちょっとしたおしゃれな、服装で言えば、女性はイヤリング、男性はネクタイ、時計というところでしょうが、そのちょっとしたことが非常に効果があります。それで、もう一度お尋ねしたいと思いますが、PR振興対策でできないものか。うきはのほうからは、究真館高校とか……

○議長（櫛川 正男君） 上野議員、時間が余りないので、答弁を求めてください。

○議員（6番 上野 恭子君） 答弁をお願いして終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま御当地ナンバーについて、うきは市独自の御当地ナンバーをつくってはどうかとの御提案であります。本件に関しましては、平成27年の3月議会でも提案をされたこともあり、回答が重複するところもありますが、御了承をお願いしたいと思います。

議員御指摘の原動機付自転車等の標識は、全国的に統一を図るため、総務省通知により様式が定められていますが、最近、地域振興、観光振興の目的や記念事業の一環として、自治体独自のナンバープレートをデザインし、御当地ナンバーとして一部自治体で導入をされております。

現在、福岡県内で御当地ナンバーを導入している事例は14自治体となっております。全国での導入の状況を見ますと、原動機付自転車全般、原動機付自転車のうち二輪車のみ、50cc以下の二輪車のみなど、導入する車種は異なっておりますが、多くが原動機付自転車を対象としたものであります。なお、小型特殊自動車への導入は余り見られない状況であります。

うきは市の平成28年度におきます原動機付自転車台数は総数で1,964台となっており、年々減少している状況であります。新たに御当地ナンバーを導入することとなれば、デザイン費や製作費が必要となり、ナンバープレートの単価が現在より割高になります。現在、当市の単価は103円ほどであります。導入した近隣市の単価は高くなっております。車両に対して標識を交付する場合は、行政上必要な事務のため、手数料は徴収することができないこととなっておりますので、製作費の増加はそのまま市の歳出の増加となります。

また、原動機付自転車や小型特殊自動車等の使用者は市民に限られ、その使用範囲も市内や近隣市町村など行動範囲に限られるため、市外への大きなアピール効果は見込めないと考えられます。

以上のことから、費用に対する十分な効果が期待できないと考えられますので、現時点では導入やデザインの公募は考えていないところであります。

○議員（6番 上野 恭子君） 時間が超過して済みません。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は13時30分より再開いたします。

午後0時07分休憩

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今議会の最後の一般質問ということで、午後からですので、締めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、通告書の記載の内容がちょっと間違っていましたので、少し冒頭でおわび、訂正させていただきます。通告書の1、「子どもの貧困対策」のところの（1）「子どもの貧困対策について」の①「現在の支給基準についての課税目安としている年間所得の引き下げ」というふうに書いてありますけど、「引き上げ」の間違いでございますので訂正いただきたいとします。きのう気づいて、教育委員会様には口頭でお伝えいたしましたけど、よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、質問に入りますが、「子どもの貧困対策について」は、6月議会でも取り上げましたが、前回の質問を踏まえて質問いたします。

子育ての大きな部分を家族という仕組みに依存していますが、子供の教育、保育教育は親次第と、そういう構造をどう変えていくかと、子育てを社会で負担していくということがどういうことなのか、そういうことを想像しながら、ぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

まずは、就学援助の拡大について伺います。現在の支給基準について、課税所得目安としている年間の所得額の引き上げを行い、近隣の支給基準額に合わせるよう見直しできないか。2点目、国庫補助費目に記載している宿泊を伴う校外活動費、それからクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、支給費目に追加できないか、所見を伺いたいと思います。

それから3点目が、学用品のうち新入学生徒学用品費について、入学前に支給できるよう制度の改善ができないか所見を伺いたいと思います。

それから大きな2点目で、就学奨励金についてであります。これも6月議会でうきは市独自の奨学金制度を要望しておりましたが、現状調査、改めて確認して、既存の制度がありましたので重ねて伺いたいというふうに思います。

1点目、現在、うきは市が実施している奨学金制度を使って、高校、大学を含め、一般にも適用できる制度の改善ができないか、見解をお尋ねいたしたいと思います。

以上について、まずは答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 就学援助の拡大についての御質問でございますが、3点についてお尋

ねをいただきました。

まず、援助基準を近隣市町村に合わせるような見直しについてですが、援助対象となる世帯は、1つには、生活保護が停止、または廃止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯、2つには、世帯全体の市民税が非課税であるか減免措置を受けている世帯、3つには、国民年金の掛け金が全額免除されている世帯、4つには、児童扶養手当の全額支給を受けている世帯、5つ目として、保護者の死亡等など特別の事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合に就学援助を行っています。世帯全員の収入が少なく生活が非常に苦しい世帯の判定基準を、久留米市では生活保護基準の1.3倍、日田市では生活保護基準の1.2倍の援助基準を設けています。

援助基準の見直しにつきましては、財政面の負担を伴いますので、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目のお尋ねですが、宿泊を伴う校外活動費については、次年度から予算化を図りたいと考えています。また、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給費目への追加につきましては、支給方法など近隣市町村の状況を見ながら検討をさせていただきます。

最後に、新入学用品費の入学前支給についてでございますが、現在、申請書受け付けを前年度の3月末、新1年生は4月末までとしています。また、認定時期を課税が確定する6月としていますので、認定が確定する前に支給することは難しいかと考えています。貸与支給という方法では、もし認定されなかった場合の返還等の問題も考えられます。現在の支給方法で改善できる点等があれば改善をしていきたいと考えています。

大きく2点目の就学奨励金についての御質問でございますが、現在、うきは市が実施している進学奨励金は、うきは市小中高等学校及び大学進学奨励金制度があります。この制度の改善ができないかとの御意見ですが、この制度の目的は、同和地区関係者の子女で経済的事由により就学が困難な者に対して支給する奨学金と理解しています。

なお、運用等につきましては、人権・同和対策室が行っています。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、支給基準についてでございますけれども、慎重に検討するというところでございますけれども、この就学援助の基準、支給について、まずは前回の答弁で、教育長は学校教育法第19条ということでの規定についてということでおっしゃっていただきました。予算を伴うということもありますので、前回も検討しますということをおっしゃったので、今回は「慎重に」という言葉が、改めてつけ加えられましたけども。

そこで法的根拠について、改めて確認していきたいというふうに思いますけども、その学校教育法第90条といえば、具体的にどういうふうに述べられているのか確認します。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、ちょっと資料を手元に持ち合わせておりません。（「申しわけございません。そうしたら……」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） いわゆる経済的な理由で、さっき就学援助の規定の中身で5項目おっしゃっておいりましたけれども、それを一括した文書みたいな内容になっていると思います。私が、それをなぜ聞いたのかというのは、学校教育法の19条で就学援助について書かれているわけですが、就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、「市町村は」というふうになっているんですね。「市町村は」となっています。必要な援助を与えなければならないということを、確認したかったということなんです。

しかも、その対象者については、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者というふうになっております。さっき回答の中で、久留米市、日田市の事例で、久留米市が1.3倍、それから日田市が1.2倍ということで、特に日田市は基準額も1人から7人だったかな——ぐらいまでずっと並べて、具体的に金額まで書かれております。

そういう意味では、学校教育法第19条で書かれている市町村の責任であるということと、それから対象者については、その生活保護法をもとにした根拠ですよということを改めて確認したかったということです。

さて、それでは、要保護者と準要保護者というのは、どのような生活状態を言っているのかを伺いたいと思います。さっき、今要保護は生活保護法第6条第2項ということでありまして、生活保護法第6条第2項というのはどういうふうに書かれているかを確認したいと思うんですが、お願いしたいと思います。第6条だからすぐわかると思うんですけど。議長、じゃあちょっといいですか。

○議長（櫛川 正男君） 今調べてます。教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 福祉事務所に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（秦 克之君） 申しわけございません。法の手引きを持ってきておりますけども、6条の2というところは、探し当て切りませんので、今わかりません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、現に保護を受けていると受けていないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者を言うというのが要保護の基準なんですね。

じゃあ、改めて質問します。準要保護者というのは、どういう状態の方か。そこの規定については、また持ってないですかね。だとすれば、言っておきますけれども、学校教育法に書かれて

おりますけども、市町村教育委員会が生活保護法第6条2項の規定にする要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とされていますね。だから、要保護者と準要保護者の基準が違うということなんです。準要保護については、生活保護法のように基準がないんですね。だから、今教育長が答弁されたように、市町村によって1.2倍、1.3倍、所によっては1.5倍のところもあるんでしょうけど、そういう違いがあるんだということを理解いただきたいというふうに思います。

それでは改めて、うきは市がホームページに掲載している要保護に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者の算定額について、お尋ねしたいと思います。ホームページに掲載されているのは、父母35歳で子供が12歳、3人家族で、先ほど基準5つの中に挙げた1つである市民税は非課税となるということで、目安となる金額で世帯総収入が221万5,999円、これは収入、所得に関する経費が控除されますので、課税所得というのが出てきますけども、その所得がここに記載されているのが137万というふうに年間総所得ということで書いてあります。世帯総収入が221万5,999円ですから、世帯の総収入が月18万4,666円ということになるわけですね。それが1人なのか2人なのかというのはわかりませんが、総収入ということですね。

この事例にある3人の家族が、例えば、何らかの理由で保護世帯になった場合に、この方の扶養基準額って幾らになりますか。計算できますか。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 福祉事務所に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 35歳2人、12歳ということで、生活保護費の支給額は、月額14万5,480円から児童手当の1万円を差し引きました月額13万5,480円になります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） とすると、年間で幾らになりますかね。単純に計算して。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 福祉事務所に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 年間で162万5,760円になります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 生活保護世帯が162万ということですね。今、ホームページに記載されている方の所得は137万なんです。これはちょっと極端な事例で、それがイコール

だって必ずしもそういうふうに思ってるわけじゃない。ただ単純な計算をしたときにこういうのが見えてくるんですね。そういう意味では、先ほど言いました隣接する久留米市の事例とか、あるいは日田市の事例、ほかにもほとんど生活保護基準の何点何倍って、福岡県でそれを設定していないところって非常に少ない。設定してないというか、あえて設定していないという言い方なんだろうと思うんですね。気づいていないということなんだろうと、そこに。ちなみに八女市でも1.3、小郡でも1.3というようなことをございます。

当然、久留米市の場合は、生活保護費の基準額が違います。久留米市は、御承知と思いますけれども、2級地の1に当たります。うきは市は、3級の2になります。したがって、同一条件で保護を申請したとしても、おのずから金額が違ってくると。もちろん、ほかにもいろいろ条件が変わるんで、全体としては、変わってくるかもしれませんが、単純に基準額ということで算定するとそういうことになる。久留米市のでいえば1万円ぐらい、月1万円ぐらいの差が出てくるんだらうな。だから12万ぐらい。それ以外の八女市なんかは3級の1なんですけれども、そここの差でも月3,000円ぐらいの差が出てくるんだらうなと思います。そういう違いがある中で、準要保護者のところの支給基準について見直す必要があるんじゃないかというのが、そういう論拠なんです。そのことをしっかり受けとめていただいて検討いただきたいというふうに思います。

それから、具体的に国の基準で、就学援助については2分の1、自治体も2分の1負担ということになっているかと思えますけれども、国は、平成17年に三位一体改革という名前のもとで交付税措置が廃止されております。その後、平成25年度に、例の子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立したという経過の中で、平成27年に国から通知が出ていると思います。平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてということを出ていると思いますけれども。その中で、就学援助の実施状況の調査と適切な事業を行うように書かれておりましたけれども、補助金については、基準財政需要額に算入されているので適切に予算を組みなさいという通知になっています。だから、国はその基準額を下げたわけじゃなくて、そのまま基準額を継続したままで、生活保護世帯に対する予算については措置していると。しかし、準要保護者については、予算措置は一般財源化したと、こういう流れなんですね。

改めて、そういう意味では、なかなか検証が難しいというのが、各自治体というか、企画財政のところでも、それを確認してわからないというのが実態だと思います。ただ、そこはちゃんと予算組みの中できちんとしていただきたいというふうに思うし、前回の教育長の答弁の中でもきちんとして国に対して要望していくという返答もありましたので、そこは引き続き我々もしていかなきゃならないというふうに思っております。

現在の137万はどのぐらいの目安に上げていくのかというところが一つ重要なことかなというふうに思っています。単純に言えば、250万から260万、もうちょっとあるのかもしれない

んけども。今137万と、その非課税世帯の基準というのがあるわけですけども、ここをやっぱり20万なり30万なり上げていけば、その困窮というボーダーラインのところは少しくクリアできるのではないかなという気がしますし、さっき言いました生活保護の同じ年代で162万というふうなことでおっしゃってましたけども、そのぐらいまでやっぱりきちんと手当てをしていくというところが、さっき言いましたような1.2倍、1.3倍になるのかというところの水準になってくるのではないかということをしてしたいと思うんですね。いかがですか、その辺の金額の設定について、具体的に検討いただけるものかどうか、慎重に検討すると言いましたけども、そのところまで検討いただけるかどうか、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が冒頭で言われました、いわゆる貧困対策推進法の第2条の趣旨ですね、いわゆる子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがない社会を実現すると、こういった趣旨はよく承知いたしております。

一方では、先ほど議員が指摘されましたように、国はそういったスタンスで言うわけですけど、私どもは私どもの都市教育長会もしかりでございますし、全国市町村教育委員会連合会もしかりでございます。そもそものそのお金を復活してもらいたいということも強く要望いたしております。そういった背景もございます。そういった、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、財政面の負担も伴いますので、そういった要望をしながら慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めてそういう意味ではお願いしたいと思っております。5月30日の西日本新聞の報道で、4人家族の標準で記載されておりましたけども、収入額で250万から299万が17自治体、それから課税所得で200万から249万が37自治体、これが一番多い数値でありました。そういう意味のところも含めて参考にさせていただきながら、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、対象費目の拡充についてでございますけども、宿泊を伴う校外活動費については、来年度から実施するよう検討に入るということでもございましたし、それ以外のクラブ活動、生徒会費、PTA会費については、改めて支給の状況を見ながら検討するということでもございました。

うきは市の実態についてですけども、この4品目でどのくらいの金額がかかるんかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 予備品目の関係で、単純に一応最上限で設定した場合の金額ですけれども、約500万円程度の財源が必要になるかと思います。PTA会費等を含めてですね。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 宿泊を伴う校外活動費だけであつたらどのくらいになるんですか。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 宿泊を伴う活動費については、小中学校、単価が違いますけれども、あわせて約100万円ぐらいになるかと思います。今利用している部分が公共施設を利用しておりますので、単価がかなり下がるかとは思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 宿泊を伴う校外活動費はほとんどの自治体が実施しているという状況です。このクラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、福岡県では筑紫野、春日、大野城、大宰府、那珂川町という、それから大刀洗町と小竹町が実施しています。ただこれについては、生活保護の費目が平成22年度から加わったという新しい状況でもありますので、十分に周知されてないところがあって今現状こういうことなんだろうというふうに思います。

いずれにしても、生徒の基礎的な活動費ということでもありますので、改めて実現を求めたいというふうに思います。

次に、新入学生徒学用品費についてでありますけれども、先ほどの回答では、要は現状の中では非常に難しいと、実際に支給した場合の対応に、あるいは返還等の方法等についても、いろいろ難しい点があるというふうにおっしゃってございましたけれど、福岡県で実施しているのは福岡市になります。福岡市の実情は、1月末に申請を受けて、3月に支給をするということになります。これも国からの通知も先ほどの通知と同じような時期に出ておまして、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しますというようなこと出ております。そういう意味で、配慮をやっぱり必要だと思うんです。特に新入学について言うと、制服の問題とか多額の費用がかかってくると思います。そういう点からも改善を求めるものであります。

これは、確かに課税額の確定時期との関係もあります。ただ、実際の人数は、非常に少ない件数が今発生してるんだろうと思います。ちなみに、27年度でどのくらいの数かわかりますか。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 新入学の生徒の件ですが、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、対象者の全人数はわかりますけど。（「前年度でもいいです」と呼ぶ者あり）全人数でよろしいですか。（「ああ、全人数」と呼ぶ者あり）小学校で148名、中学校では96名になります。この分の新入生については、ちょっとそこまで人数把握しておりません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） まあ全体の人数よりは全然少ない数だと思いますけども、人数これ載ってないな。その辺は少し検討いただければありがたいというふうに思っています。事前に申し上げてなかったところ、いろいろあって申しわけございませんでした。

それから次に、奨学金の件ですけども、今現在、同和地区の子供たちに対して限定的な支援を行っているという御答弁でありました。これは垣根を取っ払って要望にこたえていくということが、子供の貧困を限定的に捉えるのではなくて、うきは市の行政の施策として、やっぱり考えていくということが非常に大事なことではないかなというふうに思います。

ルネッサンス戦略のところにもアンケートがあって、理想の子供を持つための環境整備に関する質問というのがあって、奨学金というのが一番多かった。大学生に対する奨学金というのはいくつか、高校生に対する給付金というのが83件ありました。全部で給付に関する要望は555件に上ります。これは重複回答なんで、全部の、重複回答数が2,312のうちの24%に当たるんですね。ぜひこの条例の拡充を図るということが大事じゃないかな。

前回、市長がこの辺は答弁されておまして、財政的な問題もあるので、今県が推奨している公益財団法人福岡県教育文化奨学財団というところをやっていきたいということをおっしゃりたいということでした。人数確認したら18人でしたですかね。というのが、出されております。

そこで、最後に市長にお尋ねいたしますけど、就学援助は就学奨励金制度の充実というのが、子育ての世代の転出抑制策として、うきは市にとっても大変重要な課題ではないかというふうに私は受けとめています。市長は、社会保障はナショナルミニマム、いわゆる国家がやるべきだ、そういうウエートが大きいのではないかとおっしゃっておられまして、逆に市町村間の競争をおおっているところがあるというふうに前回答弁されております。したがって、市長会とか全国市長会を通じて、国に申し上げていくということをおっしゃっていました。

しかし、先ほど言いましたけれども、学校教育法上は市町村の責務でもあるということをおっしゃって、改めて認識いただいて、うきは市の市民そのものが競争をおおっているわけではないんだらうと、私も含めてですね。競争してくれて言ってるわけじゃないんです。地方自治の本旨というか、住民の福祉の向上であると思います。市民の幸福権の追求というのは、市民として当たり前のものだというふうに理解しております。まして、今この議題とは直接関係ない、国の社会

保障制度というのは、どんどん削られてきています。生活保護費も下がってるんですね、この3年間ですね。それから年金も下がってますね。それから支給年齢自体も上がると。それから介護保険も変わってきている。国保、介護税の引き上げを行う。国保は上がってないですけど介護税の引き上げが行われている。ああ、国保税も上がってるね、最高限度額が上がってますからね。それから、医療費の窓口負担の増大、下がってくるのは貯金だけだと思います。どれをとっても悪くなるばかりなんですね。

そういう意味で、だからどうだということじゃなくて、さっき言ったように、社会的に子供たちを保障していく、教育を保障していくかというところがやっぱり大事だというふうに思うんですけども。そういう意味では、地方自治体の責任として、環境の整備、子供たちを育む環境の整備、人口減対策が求められているのが現状ではないかなというふうに思うんですね。

うきは市においては人口の社会減が大きく影響してまして、特に45歳までの転出超過というのが如実にあらわれているわけですね。長期的には、企業誘致や就農とか観光も当然必要であります。そのバランスを求めたいと思うんですね。市長が子育て世代の転出抑制策として、改めてこの就学援助や奨学金の充実について、着実な対策であるかどうか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答えられますか。（「市長にお尋ねします。市長は聞いてなかったか、最初に言ったよ」と呼ぶ者あり）市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま2つの視点からのお尋ねであります。

就学援助については、議員御指摘のように、学校教育法に基づく経済的理由で就学困難な小中学生の保護者を市町村が援助する制度となっております、国そのものがつくった制度なんですけど、その執行は全て市町村ということで、非常に地域格差が大きな課題になっております。

そういう問題はほかにも多々ありまして、これは全国市長会、あるいは身近なところでいくと福岡県市長会の中でも、いたずらに市町村競争をあおるのはおかしいんじゃないかと、こういう話をさせていただいているところであります。まさにナショナルミニマムというか、国がしっかりと、今国のほうは全ての子供の安心と希望の実現プロジェクトということで、いろんな取り組みをやられている中で、もっともっと国が積極的に関与すべき話ではないかと、そういう話もさせていただいているところであります。

もう一つにつきましては、就学奨励金でありますけど、前回でも答弁させていただきましたが、今回一億総活躍プランが閣議決定されたわけですが、この中で大きな柱として、給付型の奨学金の話が国のほうから出てきました。この行く末をしっかりと見ながら、うきは市としても対応させていただきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 終わろうと思ったんですけど、奨学金についてちょっと不十分かなと思ったので、改めてお尋ねしますけども。

今同和対策で行われている奨学金について、広げていくというか、もちろん所得制限等もあるんだと思うし、今同和対策で実施しているのは、年間、平成27年度の決算、成果表を見ると、123万ですね、平成26年が158万でした。それぞれ高校、大学というところが非常に大きい、金額的にも件数的にも大きいという状態であります。これは、補助金という扱いになってますね。返還がない、貸与ではないということなんですね。そういう面も含めて、そこをどういうふうに一般化していくのかということころは、市長はどう思いますか。この改善していく、それを拡大していくというところ。奨学金について。今の同和対策という限定の中でやっているわけですが、それを一般化していくという考えは、全く次元の違う話だと、夢物語の話だということになるんですか。どう思われますか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） いずれにしても、国のほうで給付型の奨学金ということで、今までにない切り込み方で今検討されておりますので、そういう動向を見て、市町村というか、うきは市としても、ちょっといろいろ対応を考えていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ちなみに、これもあれですけど、今県がやっている福岡県教育文化奨学財団のやつですけども、これも過去は同和対策で出たものが、取っ払って始まったという、同和対策法が廃止されて、その後一般化されてきたという経過があるんです。そういう意味も含めて、十分に理解していただきたいというふうに思います。私はそういうことも含めて、別に同和対策でやってるから、そこは手をつけないということではなくて、それをどう一般化していくのかということころは、ここは重要な課題である、そこに縮めておいていくということだけではなく対策が私は必要だと、それが子供というところで非常に重要な施策ではないかなと私は思っています。

それはそれとして、次の質問に移らせてもらいます。次は大きな2点目でありますけど、公共施設の総合管理計画の策定についてということでもあります。時間がちょっと余らないので、申しわけございませんけど簡潔にいただければありがたいというふうに思います。

平成28年に期限となっているうきは市の計画の進行状況について伺います。

1つは、公共施設等管理計画は、単に策定されていけばよいのではなくて、将来の社会経済状況の変化を見据えた具体的な集約・統廃合等の計画を含むものとされています。長期的視野による最適化を目指して、施設の更新、統廃合、長寿命化策について現状の到達点を伺います。

2点目、検討するに当たり、議会や住民に対し、老朽化の状況や利用状況を初め、評価や今後

の見直し、財政収支の見込みなど施設情報の早急な公開を求めるとともに、施設利用者や住民参加の意見が反映されるような策定作業を行うよう要望し、所見を伺います。

それから3点目、公共施設等の管理計画策定は、更新する施設の災害時の拠点として改修を実施するなど計画方針を確立して、公共施設としての耐震化を実施するよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから4点目、連携中枢都市圏協定との関係ですね。ここには「高次の都市機能の集積・強化に関する取り組み」ということで、協定が結ばれておりますけれども、広域的な検討を行っているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

また、連携協定内での人の往来等、活力ある生活圏を形成する視点から、広域的な事業については公共施設利用に関する市内外料金の格差是正解消を求めたいと思いますが、見解を伺います。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま公共施設等総合管理計画について、5点の御質問をいただきました。公共施設等総合管理計画につきましては、平成26年4月22日付総務大臣通知により、全ての地方公共団体に今年度中の策定が要請されたところでございます。背景としては、これまで建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財源は依然として厳しい現実があること、また、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくこと、さらに合併市町村においては、施設全体の適正化を図る必要があることなどが挙げられます。

公共施設等総合管理計画を策定することにより、市内の公共施設等の全容を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減化、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としているところでございます。

そこで1点目の現状の到達点に関する御質問でございますが、本市におきましては、当該計画の策定に当たり、外部委託を行わず、財務業務に精通した職員OBを嘱託職員として採用して計画の策定作業を進めているところでございます。現在の進捗状況につきましては、平成27年度に整備しました固定資産台帳のデータ等を活用して、計画の素案を作成している段階でございます。

次に、議会や住民に対する情報公開及び住民参加に関する御質問であります。計画策定に当たっては、施設情報を公開することについては、特に予定はございません。具体的な施設の統廃合や再編を進めていく際には、老朽化や利用状況についての情報提供を行うなど、関係住民等への十分な説明を確実に実施していきたいと考えております。

なお、本市におきましては、平成26年9月に、うきは市行政改革推進委員会から公共施設の

有効活用について答申をいただいたところでございます。この答申は、現地調査と担当課への聞き取り調査等を実施した上で慎重に審議がなされたものであり、182もの施設が仕分けされ、その利用方針等を示されたものになっております。その過程は、施設利用者や住民の意見を反映したものと捉えており、今回の公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、この答申の内容を十分尊重してまいりたいと考えております。

次に、施設の耐震化に関する御質問でございますが、本市では、平成23年3月に、うきは市耐震化改修促進計画を策定しまして、計画的な耐震化に努めております。市内の小中学校につきましては、平成27年度に全ての学校の校舎及び屋内運動場の耐震化工事を完了したところでございます。今後は、平成24年度に実施した指定避難施設等の耐震診断の結果を踏まえて、施設の統廃合や集約化に合わせて、必要な耐震化を進めてまいりたいと考えております。

次に、久留米広域連携中枢都市圏連携協約における高次の都市機能の集積・強化に関する取り組みについての御質問であります。久留米広域連携中枢都市圏ビジョンの第4章、「将来像の実現に向けた具体的取り組み」の中の第2項に、高次の都市機能の集積・強化に関する取り組みについて位置づけられており、圏域全体のにぎわいづくり、高度な医療サービスの提供、文化芸術に触れる機会の提供の3つの取り組みが記載されております。

その連携協約の内容は、1点目が、「圏域全体のにぎわいづくり」では、久留米シティプラザを、圏域全体のにぎわいづくりを初めとした文化活力創造の拠点として圏域内の自治体のさまざまな情報を発信する。2点目が、「高度な医療サービスの提供」では、診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備など、地域医療の連携及び救急医療のさらなる充実を図るとあります。3点目が、「文化芸術に触れる機会の提供」では、美術や音楽、芸術など優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供し、圏域において文化芸術に対する興味や関心を高め、豊かな感性や郷土を愛する心を育むとしております。

これらについて、実際に高次の都市機能を提供する施設に該当するものは、1、「圏域全体のにぎわいづくり」では、久留米シティプラザ、2、「高度な医療サービスの提供」は、久留米大学病院、聖マリア病院、3の「文化芸術に触れる機会の提供」は、久留米シティプラザ及び久留米市美術館——旧石橋美術館でございます。したがって、久留米広域連携中枢都市圏における高次の都市機能の集積・強化につきましては、久留米市がこうした高い機能を持つ施設を強化することによって、連携中枢都市圏を含む周辺市町へのサービス提供を行い、中枢都市である久留米市における都市的集積を高めるものとするものでございます。

なお、この高次の都市機能の集積・強化に対し、その財源として久留米市に対し、交付税措置がなされることとなっております。

最後に、連携中枢都市圏内の広域的事業について、市内外料金の格差是正解消に関する御質問

であります。うきは市を含め、複数の市町村が関係する広域的な事業の例を申し上げますと、福岡県や県南地域、もしくは筑後地区や北筑後地区レベルの小中学校のスポーツ大会や社会教育に関する各種研修会や講演会など——例えば弁論大会等が挙げられますが——が開催されております。こうしたイベントにつきましては、全て公的な機関が主催者でございますので、各施設の設置条例に基づき使用料が免除となります。

御質問の、連携中枢都市圏内での広域的な事業でうきは市内の施設を使用するケースは、今までに例がございませんので、事例が発生したときに検討したいと思いますが、公的な団体が主催して公共・公益的な事業をする場合は免除規定を設けておりますので、原則として無料となるのではないかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1点目、公共施設の数ですけれども、検討している数について、今施設は幾つですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 現在、179施設の検討を行っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 179施設を対象として、今検討していると。策定の状況について伺いましたけれども、公共施設の廃止について、統廃合ですね、そういうことになるわけですけれども、建設よりかなり比較にならないほど自治体の力量が、問われる中身だと思います。それを今多分1人、どういう体制かというのを具体的にはおっしゃってませんでしたけど、大変だと思います。そういう意味では、総合管理計画策定について大事な点は、年代別人口の推移がどういうふうに想定されるか、それから、それに対して公共施設がどういうふうに変っていくのか、そして、さらにそれが建物として修繕計画及び採算についてどういう見通しになるのかということになるわけです。

ここに、これはたまたま取り出しやすいから出ただけですけども、いっぱいインターネットに載ってます、全国の中身。これ草津市のやつですけども。20年間とある。対象と、そのいわゆる策定する、評価している期間が。うきは市は10年というふうに私はちょっと聞きましたけれども。そういうところではなくて、やはりルネッサンス戦略にも出てきているわけですね、人口動態という計画が。そういったところの流れをきちんとつかんで、その中でそれぞれの179の施設、それについて検証していかなきゃならない。そうするには、やっぱりここにある草津のやつは、多分どっかに委託したんだろうと思うんですね。何千万かかったかわかんないけ

ど。ただうちは自前で、囑託でやるとおっしゃってございましたけども、それも大変な話だなというふうに、実を言うと正直思っています。

そして、公共施設、そして地域住民との関係で非常に大事なものは、公共施設って誰のものですか、市長。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 再三答弁させていただいてますように、うきは市ルネッサンス戦略と並行して策定しております人口ビジョンですね、将来人口ビジョンを見据えて、確実に縮小社会に向かっています。我々にやはり必要なことは、常に身の丈に合った行財政運営並びにこの施設運営というのは、非常に重要なことだと、このように思います。これはもう議員の御指摘のとおりであります。

そういうことを見据えながら、何度でも言うようでございますが、やはり過去合併前の吉井町にあった施設、浮羽町にあった施設がそのままになっている状態が幾つもあります。そういうことを見据えながら一体化、そして縦割りになっている部分を複合化、多機能化する、さらには、久留米広域中枢連携都市圏の御指摘がありました、近隣市町村との広域連携化、あるいは民間の活力というソフト化、いろんな手法で今検討させていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 時間がないので、要望だけ伝えて検討いただければ。

まず、さっき言いましたように、今の体制で、じゃあ不十分ですよというのが一つ、それからもう一つ、横断的な関係になると思いますんで、きちんとした組織、検討する受け皿をつくってほしいということでもあります。このまま3月までに策定するという点、さっき、今回の一般質問の中で、幾つ公共施設に関する質問等が出たか。そのたびに市長は、この策定計画を待って、策定計画を待ってと言ってますけど、策定計画の中身、我々全然知らないんですよ。そこをオープンにしてほしいんです。オープンにして、そしてそれぞれの責任、そして住民の納得、そして住民の融和というところを図っていくという手法をとってくださいというのが、総務省が通達の中に書いてある中身なんです。何でそれをやらないんですか。それをして堂々と議論していくということが、このまちを新しくつくっていくことの大事な点だと私は思いますので、そこを要望して最後の質問とします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、簡潔に。

○市長（高木 典雄君） 情報開示は非常に重要な話であります。素案といいますか、案が策定されましたならば、パブリックコメントをしっかりとやらせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） パブリックコメントだけじゃなくて、議会にもきちんと報告して

ください。強く要望して終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了いたしました。

日程第2. 議案質疑（議案第74号）

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第74号うきは市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書資料の6ページをお願いいたします。議案第74号うきは市道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について、議会の議決を求める。平成28年9月2日提出、うきは市長高木典雄。

路線名、起点、終点については、裏面のほうに記載をしております。

認定、級、その他、路線番号、1995、路線名、椋木町1線でございます。起点につきましては、浮羽町字椋木町6番の1号より、終点、浮羽町字椋木6番の7号でございます。

なお、お手元のほうに、うきは市道路の認定資料を配付しております。2ページのほうをごらんいただきたいと思います。後ろのほうに位置図等をつけております。寄附によります市道の認定路線でございます。位置的には、浮羽町の千足2丁目よあけ会館東側に位置します分譲住宅内の道路でございます。寄附による市道認定路線となっております。

道路につきましては、延長153メートル、幅員につきましては5メートルでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 2 時34分散会
